

平成11年南伊豆町議会 6月定例会

# 南伊豆町議会議録

平成11年 6月14日 開会  
平成11年 6月15日 閉会

南伊豆町議会

## 平成 11 年 6 月南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第 1 日（6月14日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
) 開会宣言	3
議事日程説明	3
開議宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長行政報告	3
一般質問	6
漆田 修君	6
石井 福光君	19
横嶋 隆二君	30
報第 2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	48
報第 3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	50
報第 4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	52
議第 34号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	53
稲葉新收入役就任のあいさつ	54
議第 35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	55
議第 36号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	56
議第 37号、議第 38号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	57
議第 39号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	59
議第 40号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	61
散会宣言	63
署名議員	65

第 2 日(6月15日)

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	67
職務のため出席した者の職氏名	68
開議宣告	69
会議録署名議員の指名	69
議第41号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	69
議第42号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	79
議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	81
議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	82
議第45号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	85
日程追加	88
発議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	88
閉議及び閉会宣告	90
署名議員	91

平成11年南伊豆町議会 6月定例会

(第1日 6月14日)

## 平成11年6月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第1回）

平成11年6月14日（月曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長行政報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 報第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

（平成10年度南伊豆町一般会計）

日程第 6 報第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について

（平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）

日程第 7 報第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について

（平成10年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計）

日程第 8 議第 34号 収入役の選任について

日程第 9 議第 35号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 10 議第 36号 南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部を改正する条例制定について

日程第 11 議第 37号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について

日程第 12 議第 38号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約について

日程第 13 議第 39号 賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の制定について

日程第 14 議第 40号 南伊豆町道路線の廃止について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（14名）

2番	漆	田	修	君	3番	斎	藤	要	君
4番	渡	辺	嘉	郎	君	5番	石	井	光
6番	斎	藤	恒	昭	君	7番	簾	田	広
8番	藤	原		栄	君	9番	横	嶋	二
10番	小	澤	東	洋	治	君	11番	大	野
12番	山	本	義	一	君	13番	渡	辺	司
14番	閑		俊	春	君	15番	土	屋	守
								隆	男
								俊	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩	田	篤	君	助役	飯	田	千加夫	君
教育長	坂	倉	範	一	君	総務課長	外	岡	捷美
企画調整課長	渡	辺	修	治	君	住民課長	渡	辺	正
税務課長	碓	井	大	昭	君	健康課長	池	野	徹
農林水産課長	内	山	力	男	君	建設課長	小	島	三
商工観光課長	土	屋	忠	儀	君	清掃課長	藤	原	伊勢夫
水道課長	稻	葉	勝	男	君	教育委員会事務局長	土	屋	敬
会計課長	飯	泉		誠	君	福祉課長	楠		千代吉
下水道課長	勝	田		悟	君	行政主幹	外	岡	茂徳

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田 中 秀 明 係長 松 本 恒 明

---

◎開会宣告

○議長（渡辺守男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより平成11年南伊豆町議会 6月定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎議事日程説明

○議長（渡辺守男君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

---

◎開議宣告

○議長（渡辺守男君） これより本会議第1日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺守男君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

4番議員 渡辺嘉郎君

5番議員 石井福光君

---

◎会期の決定

○議長（渡辺守男君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から6月15日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は6月14日より6月15日の2日間と決定いたしました。

---

◎町長行政報告

○議長（渡辺守男君） 町長より行政報告の申し出がありましので、これを許可いたします。

町長。

[町長 岩田篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 南伊豆町議会 6月定例会行政報告を行います。

平成11年6月定例町議会の開会に当たり、次の4項目について行政報告を申し上げます。

松崎町清掃センター建設に係る公害防止協定の締結について。

菊池前町長から、平成11年2月18日事務引き継ぎの際、松崎町の新清掃センター建設による南伊豆町への公害問題があることを初めて知りました。私は2月23日、賀茂地区市町村への就任あいさつ回りの途中、現地に立ち寄り、問題の大きさを肌で感じました。

新清掃センターは伊浜区共有地に接し、また、国道136号を威圧するような状態で建設されており、ダイオキシン等による環境汚染問題がマスコミ等で大きく取り扱われている今日、隣接する本町住民の不安も十分に理解できました。しかしながら、清掃センターもほぼ完成し、試運転を経て早期に稼働を開始したい松崎町の状況を考えたとき、同じ行政を預かる責任者として何らかの結論を早急に出さざるを得ないと判断し、3月22日、伊浜山村活性化支援センターにおいて、伊浜、天神原、一町田の3区の区長、役員と、南伊豆町、松崎町の町長以下責任者による合同会議を開催し、今まで検討してきた公害防止協定の内容につき、詳細に、かつ慎重に協議を重ね、関係三者が合意に達しました。

その結果、本年度末ぎりぎりの3月31日に、三者による公害防止協定の調印式が南伊豆町役場において行われ、一応の決着を見ましたが、行政上において大きな問題が提起されました。1つ、住民不在の同意、2つ、町三役と担当課のみでの対応、3つ、南伊豆町と松崎町の行政間同士の甘え。今後はこれらを教訓として、行政運営に取り入れることが必要であり、また、締結された公害防止協定が遵守されて、南伊豆町住民に公害等の問題が起こらないための努力を続ける所存あります。

青野大師ダム用地交渉等の経過についてご報告申し上げます。

平成3年度から国庫補助事業に採択された小規模生活ダムの青野大師ダム事業につきましては、地質調査、測量、設計、工事用道路としての町道の拡幅改良等、静岡県が積極的に推進しており、現在、付替林道の工事に着手しております。下田土木事務所は平成8年度から用地買収や補償交渉に入り、平成10年度末までに大方の地権者との契約が成立しましたが、ダム本体用地の一部について交渉が難航しており、下田土木事務所も県土地収用委員会への申請まで検討し、その取り扱いに苦慮しておりました。

私は、この計画による治水面や水道水源確保等の経済効果は非常に大きいものがあると考え、この計画が中止等になった場合の各方面への波及効果の大きさを予測し、一大事業として、未契約の地権者との予備交渉を積極的に進めてまいりました。その結果、本町の誠意を理解していただきまして、去る5月12日、下田土木事務所所長及び町長、関係者立ち合いの

もとで契約が成立し、今後の事業推進に大きな期待が望めることになりました。

平成11年度は6億5,000万円ほどの事業費が予定されており、本町の建設業界にとりましても、よりよい経済効果が期待できるものと思われます。しかしながら、付替林道の用地の一部に未契約のところがありますので、今後も引き続き交渉を進める所存であります。

このようなことから、青野大師ダム建設につきましては、本町といたしまして、今後、静岡県と一体となり早期完成を国に要望していく所存でありますので、何とぞご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

地区懇談会の開催状況について、ご報告申し上げます。

選挙の公約である「原点にかえる南伊豆町」の第一歩として、地区懇談会を、5月10日の差田区を皮切りに6月11日までに20地区で開催してまいりました。

我が国が600兆円の借金大国となった現在、今までどおりの行政手法を続けることはできないと考え、方向転換をするためには住民の理解と同意が必要であり、行政への参画、協力が不可欠である旨を訴えてまいりました。

各地区とも、一部を除き出席者は戸数の6割から9割までと非常に多く、住民の期待の大きさを討論の中にもかいま見ることができました。住民間の意見、要望は生活に密着したものが多く、町の対応も真剣に取り組まなければならないことを痛切に感じております。

要望の内容といたしましては、介護保険問題、武道館の利用方法、バス路線問題、観光イベント、銀の湯会館の利用方法、道路の拡張改良、上下水道、町職員の勤務状況等が主でありますが、多種多様にわたっているため、対応する課長、係長も場合によっては戸惑うこともあり、そのために担当課としての専門知識や町行政全般にわたる知識を養うことが必要になり、それぞれの職員が日一日と努力している姿が印象的であります。

地区懇談会は私の公約ですが、平成12年度からスタートする第4次南伊豆町総合計画の立案のために、住民の意見、要望等を反映することが必要であり、また、風通しのよい開かれた公正な行政の第一歩であると確信しております。

これからは、町行政が一丸となって住民に一步でも二歩でも近づくときであることを理解して、町長以下、全職員が努力することが必要であります。

いよいよ地区懇談会も、今月末までに予定した30地区での開催を終了することになりますので、今後とも町議会の皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

主要建設事業等の発注状況について報告いたします。

平成11年度第1・四半期（4月～6月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとお

りであります。

南伊豆町自主運行バス事業 6,999万円、株式会社南伊豆東海バス。第4次南伊豆町総合計画策定業務委託 1,207万 5,000円、株式会社アイ・アール・エス。準用河川南野川河川改修事業湯ノ本橋架替工事 2,845万 5,000円、池野ブルドーザー株式会社。町道南崎小学校線道路改良工事 1,533万円、伸和建設、渡辺宗美。町道伊浜線道路改良工事 987万円、株式会社保坂建設。普通河川折尾根川河川改修工事 806万 4,000円、旭産業株式会社。地方特定道路整備事業町道仲休場線災害防除工事 480万 9,000円、朝倉建設株式会社。宮前橋橋梁塗替工事 493万 5,000円、不二山塗装、不二山亘。三坂（入間）漁港改修工事 6,090万円、株式会社古川組、静岡支店。南伊豆町中央公民館改修工事 1,491万円、長田建設工業株式会社。焼却施設補修工事 2,677万 5,000円、株式会社タクマ。

以上で、平成11年6月定例町議会の行政報告を終わります。

○議長（渡辺守男君） これにて行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（渡辺守男君） これより一般質問を行います。

#### ◇ 漆田 修君

○議長（渡辺守男君） 2番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔2番 漆田 修君登壇〕

○2番（漆田 修君） 通告に従い一般質問をいたします。

質問要旨の第1は、来年4月から施行される介護保険制度とリンクした、現在の、平成9年策定の賀茂郡障害者計画の関連について質問いたします。

平成9年度を初年度とし、平成14年度を目標年度とする6カ年計画の賀茂郡障害者計画について、質問要旨に従い一般質問させていただきます。

国は、平成5年3月に障害者対策に関する新長期計画を策定、同年12月、障害者基本法が公布され、平成9年12月、新長期計画の重要施策実施計画として、「障害者プラン—ノーマライゼーション7カ年戦略」を策定、障害者施策について新たな施策展開を期しています。

静岡県では目標年度、平成14年度とし、平成5年5月「ふじのくに障害者プラン」を策定し、平成9年3月、その実施計画を策定しました。ご承知のように、その目指す方向は、ノーマライゼーションの概念を踏まえ地域とともに生活することや、完全参加と平等に向けた具体的な施策を福祉、保健、医療を含めて総合的、計画的に推進していくことにあるというコ

ンセプトでございます。

そして、障害者基本法では、すべての障害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することや、すべての障害者は社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが明記されており、国は障害者施策に関する計画を定めること、県及び市町村は計画策定をすることなど、それぞれ努力目標が課せられ、また、この基本法の成立を受けて、障害者の定義そのものが「障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者」とし、精神障害者や難病を持つ者にも拡大解釈されております。

一方、賀茂郡の6町村では、それぞれ障害者福祉を充実するため、在宅サービスや社会参加の促進を図ることや、下田市を含めた7市町村で構成する広域市町村域では——これは下田市を含めて「広域市町村」という表現をしております——特に福祉の分野では、広域事務組合として知的障害児施設を設置・運営しており——これはつくし学園のことです——福祉の向上に大きな役割を果たしていることはご承知のとおりであります。

しかしながら、ノーマライゼーションの観点から見ますと今後、取り組まねばならない多くの課題があり、少子・高齢化の進行する郡内では、障害者の高齢化も進んでいる一方、障害児は減少傾向にあり、障害の重度化、長期化も進んでいます。障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ、より積極的、総合的に施策を進めるためには、各町村のその内容に応じて、広域的な視点から展開することが不可欠と言われております。

今般のハートフル伊豆プラン21、これは賀茂郡の障害者計画のことを指しますが、プラン21では、障害者が地域においてできる限り自立した生活が送れるよう、広域的な観点から施策の基本方向を示し、各町村が連携して障害者施策の総合展開・策定がこの計画の趣旨と理解されるのであります。

一般的に、障害者は障害状況により、身体障害、知的障害、精神障害、そして難病疾患の4つに分類せられ、平成9年3月の我が町の状況は、ちょっとデータが古いんですが、身体障害者が473名、知的障害61人、精神障害69人、難病疾患37名、計640名とそれなっており、人口1万648名、これは平成9年3月現在ですが、1万648名中の640人と決して少なくない状況にあり、しかも、障害者の高齢化と障害児の減少化は、少子・高齢化にスライドして、着実にそのテンポは進んでいるのであります。

ハートフル伊豆プラン21では、計画の基本目標として、ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまでの各町村の取り組みの成果とアンケート調査とを踏まえ、次の6つを策定しております。これは目標の大きな各フレーズごとに1から6まで設定しておりますが、

それを申し上げますと、第1番目が、障害者に対する理解と交流を深める、2番目、健やかに生活する、3番目、地域で安心して生活する、4として、可能性を広げ社会参加を促進する、今回、私は、この4について特に重点的に質問したいと思っております。5番目として、人にやさしいまちづくりを推進する、6番目、施策を総合的に推進する。これは広域的な各自治体に課せられた業務としての意味でございます。それから、保健・医療・福祉・就労・教育・生活環境など広範な分野にわたって基本整備を図るとあります。

私自身、このプラン上の諸施策と内容をよく吟味しましたが、無制限な予算措置が可能なら、このような諸施策の通説が進むほどバラ色の社会福祉システムがほうふつされ、ある意味で楽しくなる、うれしくなるのでありますが、逆に、現実とのギャップの乖離を改めて痛感させられたのでございます。

我が南伊豆町では、障害者の社会参加と、障害者と住民との交流、触れ合いを促進するため、多様な交流機会の確保や地域間交流、そして障害者団体の育成を目的とした事業の一環として、社会福祉協議会主催のふれあい広場、先般これは挙行されました、ふれあい広場の事業がございます。実施主体は各町村であります、近年のあり方が当初の方向からずれているかに私自身、受けとめておりますが、担当主管課としてどのような認識でおられるのか、まず第1点、後ほど結構ですが、ご答弁を賜りたいと思います。

ちなみに、健康まつりと両方でそういうイベントをやっているという意味で、そういうぐあいになっているのか、その辺はちょっとわかりませんですが、福祉課長の方から後ほどご答弁賜りたいと思います。

障害者の可能性と社会的自立を図っていく上で、教育の果たす役割は——これは生涯教育という意味でございます——その教育の果たす役割は極めて大きく、障害特性やライフステージに応じた適切な教育の機会の確保の必要性は高まっております。基本目標4の——先ほど申し上げました4でございますが——の可能性を広げ、社会参加を促進するため、1番目としまして障害児の育成と教育の充実、2番目、障害者の就労と活動の場の確保、3番目、コミュニケーション手段の確保、4番目としまして、スポーツ・レクリエーション及び文化活動の促進等の諸施策を取り上げ、特に、2の障害者の就労と活動の場の確保については相談窓口の充実化を図り、市町村窓口における障害者雇用や、就労助成制度に関する情報提供や相談が各町村の実施主体の1つとして位置づけられております。そして、企業者——これは企業に対するオーナーという意味ですが、企業者に対する障害者雇用の啓発として、ハローワークと協力した広報活動を促進すると同時に、商工会、農協等団体、福祉関係団体、行政などの関係者が、雇用の促進から能力開発、職場定着までの支援等について協議する連絡

協議機関の設置を検討し、各町村においては町村職員の採用の促進を図ることなどが望まれております。

そして広域事業として、地域における活動の場の確保として、デイサービスセンター機能や交流スペースを持つ拠点の確保事業、つまり、知的障害者デイケアセンター等の整備や市町村が主体となって行う福祉センター、保健センター等、既存施設の活用と、施設のバリアフリー化を促進することなどが目標と掲げられております。

最後に授産施設等の整備が挙げられており、私は今回、この授産施設について特に質問するわけでございますが、それによると、福祉的配慮のされた働く場を確保するとともに、共同作業所及び心身障害者小規模授産施設の整備充実を促進するとともに、授産施設について、障害者のニーズやライフステージに対応できるよう広域的な観点から整備促進するよう、目標が掲げられています。

主要事業として、心身障害者小規模授産施設の法定施設化の促進、法定施設というのは、40名以上、例えば補助金がどうなるとか、そういうことが厚生省の基準によって決まっております。そういう意味で、法定施設化の促進、いわゆる施設に対する助成を充実するとともに、一部の施設について法定授産通所施設への転換を検討し、施設間相互のネットワーク化を推進し、内容の充実に努めることであり、2番目として、授産施設への支援として施設の運営と安定化を図るため、各町村の協力のもと、用品指定品目を制定し、官公需の発注を促進するなども町村実施主体となるのであります。そして3番目として、精神障害者通所授産施設、精神障害者共同作業所の整備など、就労の第一歩として通所授産施設または共同作業所の伊豆圏域内、先ほど申し上げました下田市を含めた伊豆圏域内2カ所の整備を促進し、生活リズムと社会性を培うよう指導に努めるとあります。

ちなみに、平成14年度重点整備目標として——これはハートフル伊豆プラン21の最終年度が平成14年でございます。そういう意味で、平成14年度の重点目標としまして賀茂郡下田市の伊豆圏域における目標は、いずれも通所ですが、精神障害者通所授産施設、共同作業所を2カ所整備する目標を掲げ、伊豆圏域の東・南・西部の生活圏域で1カ所ずつ、計2カ所設置に努めるよううたっておりますが、既に平成8年度、西豆地区において心身障害者小規模授産所があり、平成14年度には知的障害者の授産施設を確保するとございます。

このプランを作成した平成9年3月時点の福祉施設の整備状況を申し上げますと、知的障害児施設、これは昭和48年、伊豆つくし学園、定員50名、広域組合、それから知的障害者更生施設、昭和63年、差田希望の里、定員40名、福祉法人、それから心身障害者小規模授産施設、昭和55年、下田すぎの子作業所、定員20名、親の会、それから昭和58年、東伊豆作業所、

定員20名、親の会、昭和60年、西豆小規模授産所、定員20名、親の会、平成5年、河津いずみ会、定員10名、親の会がそれぞれ運営されており、特に知的障害の場合、入所前と入所後では、障害レベルが下に合わされるという傾向があると専門家は分析しております。

ノーマライゼーションと社会参画という面と、生涯教育の充実という観点からご提案いたしますが、我が町も通所授産施設を建設し、運営は民間福祉法人に委託するなどの手法を用いながら前向きに検討されたらいかがかと思います。

まず、運用面では、知的障害者更生施設からの通所も見込まれるでありますし、町内の在宅ケアサービス受益者の通所等を視野に入れれば、極めて実現可能な考え方としてとらえることができると思います。そういう意味でご提案申し上げます。これに対する町長答弁、後ほど結構ですので、賜りたいと思います。

先般の武道館のように、武道人口300人のための4億円投資と比較するならば、障害者640名の授産施設は検討に値するものと私は思慮いたします。そこで、この提案に対する町長の基本認識をまず賜りたいと思います。

また、担当課長には、来年度から施行の介護保険制度の認定漏れ対象者、先ほども全員協議会でお話ございましたが、その認定漏れ対象者に対する身体障害介護者の問題と、ハートフル伊豆プラン21とのかかわりについて、介護保険の基本計画と、そのプランとの制度的接合面の問題点と対処についてご答弁を、知り得る限りで結構ですので、ご答弁を賜りたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、大きく3点の質問があると思いますが、第1点目は福祉課長答弁ということでございますので、私の方から答弁いたしたいと思います。

まず、障害者計画につきましては、やはり先ほどご質問のとおり、当然のことながらノーマライゼーションの理念と、それからバリアフリーということで障害者計画を策定しておりますが、ご存じのとおり障害者の、ご質問にもありましたけれども、種類とか分類の方法等々たくさんございますですから、その中でも、あくまでも障害者計画については、だれもが、いつでも、どこでもというようなことで、それを柱にして計画されたわけですけれども、なかなか難しい問題がございまして、特に身体障害者につきましては、ご存じのとおり、シロバラ交流会というのはご存じでしょうか。障害者がともに1つの施設に集まって、若者ですけれども、そこで結婚の問題、障害者の結婚問題。それで我が町もそれで、4年ぐらい前からでしょうか、出席させていただいておりまして、1組うまく結婚できましたというこ

とはあります。そういう問題とか、それから県とか賀茂地区のスポーツ大会とかそういう問題がございまして、その辺に参加させていただいております。

もう一点、ふれあい広場の関係につきまして、当初の理念と違うのではないかというようなお話を、確かにそのとおりだと思いますけれども、最近、障害者についても高齢化が目立つということがまず第1点、あると思います。その辺で我々は、毎回そういうことでは参加要請をさせていただいておるわけですけれども、なかなかそういう面では最近、参加していただけない。当然のことながら賛同はしていただいているんですけども、なかなかご本人の参加というのは、なかなか難しくなっております。

ある面では、反対に、ご存じのとおり知的障害者の施設でございます差田希望の里、この辺については、もちろん先生を含めて現地の方、園生ですね、町等も積極的に参加して、見ていただいたとおりだと思うんですけれども、その辺がございます。

その辺をどうするかという問題でございますけれども、差し当たり、今年度は終わったわけですけれども、来年度あたりはまた考えなければいけないのでないかな、ご質問のとおりだと思いますし、その辺は今後また、言うなればご質問のとおりノーマライゼーションの原点に返りたいということで、検討させていただきたいということでございます。

あと、施設の広域化という話もちょっとあったんですけれども、確かにそのとおりでございまして、私たちも、財政難の我が町でございますものですから、施設の広域化というのは大いに賛成なわけですけれども、ただ、やはりこれも各市町村で足並みがそろわないと、1町村だけというのでは当然できませんし、ご存じのとおり、つくし学園の改築の問題等々も、ある町村ではある程度まとまっているんですけども、なかなかそうもいかない財政難の問題の町村もあるということで、なかなか進まないというのが現実でございます。

それからもう一点、精神障害者の関係でちょっとお話があったんですけれども、確かにこのハートフル伊豆プラン21につきましては、精神障害者の施設整備ということがございます。この辺について、やはり1点、私の聞いた範囲ですのであれですけれども、町内に誘致したいという方がいらっしゃるようですので、この辺も積極的に進めていけばいいのではないかと思いますし、もう一点の、ちょっと私、聞き違いだったと思うんですけども、確かに西豆地域において、漆田議員が申された身体障害者の小規模授産所ですけれども、これは知的障害者の授産所でございまして、確かにこういう本ですと心身障害者の小規模授産所とたってありますね。先ほど申された2件というのは心身障害者の施設でございまして、ご存じのとおり心身障害者の小規模授産所、これは知的障害者の授産所で、我が町には確かにございません。

そういう面で、つくりたいと思ってはいるんですけども、やはりそういういろいろな面がございまして、例えばの話、運営は当然のことながら町営、知的障害者の会、先ほどは社会福祉法人と言われましたけれども、その辺で運営していかなければならない問題がございまして、その辺で、やはり指導者の問題、それから先ほどご質問のとおり、産出する、製品化するものが、何をつくるかという問題等々がございまして、現在できておりませんのが現実でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） では、お答えいたします。

授産施設に対する基本認識はいかがということですが、漆田議員の本当に温かい心遣い、本当に町長として感謝いたします。

私は「原点にかえる南伊豆町」を掲げ当選いたしました。行政については主権在民であり、一個人であるならば平等であるべきというのが基本と考えております。障害を持つ親とするならば、子供に罪はありません。できるだけの援助はすべきであることは十分理解できます。しかし、町として経営ということを考えたときに、授産施設につきましては、知的障害者小規模授産所につき、機会があるたびに南伊豆町手をつなぐ親の会と、また、その施設について話し合いを続けておりますけれども、設置後のマンパワーの確保及びその事業内容の検討が難航しております。現在に至っております。

つくってもいいけれども、その指導者の不足等々問題があると思います。今後、さらなる検討が必要となっておりますけれども、賀茂地区を対象とした中規模授産所を設置し、経営内容の安定化を図り、生活寮、グループホーム等を併設した方が障害者の自立につながるものと思料しております。

南伊豆町が小さなものをつくるより、例えば、今のすぎの子は、ある面ではうまくいっているんですけども、南伊豆町で小規模の授産所をつくった場合に、そのつくったものの販売だとか、いろいろ問題が出てくるはずなんです。それよりも、私個人としてならばある程度中規模にやって、現在のすぎの子に併合するような形で、常にそのものが商売として成り立たなければその子供たちの自立はあり得ない、そう考えたときに、南伊豆独自でやるよりも、そういう中規模程度のものをつくり、行政、市、6町村が協力してやるのも一つの手ではないかなと私は考えております。

また、伊豆福祉センター等により賀茂障害者計画推進会議が予定されており、その計画に

のっとって、これからも一步一步前進したらと考えております。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは3番目の問題について、介護保険とこのハートフル伊豆プラン21の関係ですけれども、ご存じのように、介護保険法第11条によりますと適用除外の方がいらっしゃいます。それについて、まだ正式なものではありませんけれども、現在でわかっているところですと、身体障害者情報施設、これは身障福祉法第30条の関係ということですけれども、それから重度心身障害児の施設、これは児童福祉法第43条の4ですね、それから児童福祉法第27条2項による国の指定されている療養所ということと、それから心身障害者福祉法による福祉施設、それからハンセン病の療養所、この方が介護保険の適用除外ということでございますけれども、入所施設の。そういう面では当然のことながら、先ほどの療養施設の入所者につきましては適用除外となるわけですけれども、その他の身体障害者の方については、当然のことながら介護保険の適用の網がかかるということでございます。

そういう面で、先ほどのご質問のとおり、その辺、例えば介護保険の認定漏れ、またはその他の問題等々が当然出てくるわけですけれども、先ほどもマスコミ等で言われる上乗せ横だしという問題等々がございまして、その辺をどうするかという問題も当然ありますし、また、それ以外のことで町単独でできるのかですね。例えば上乗せ横だししますと、当然のことながら介護保険に影響が出てきます。または町単でやると、今度は介護保険制度から外れたものを町単でやれば当然町費がかかりますということがありますですから、今後その辺で、例えば上乗せ横だし等の問題につきましては、国の助成制度というのがマスコミでちらっと見えているんですけれども、まだ正確ではないし、また、やらないような雰囲気もありますしということで、現在その辺を見ながら調整させていただきたいというふうに考えておりますが。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 漆田君。

〔2番 漆田 修君登壇〕

○2番（漆田 修君） 極めて慎重なご答弁を賜りまして、さきに介護保険も、国の官房長官ですか、3,000億円から5,000億円規模の補正を、助成金としてそれを各自治体にばらまくというようなことも、つい最近言われております。確かに介護保険制度そのものは非常に厄介な制度でございまして、といって、現実に今いろいろな意味での障害者を持っている方々を、そのまま見捨てておくわけにはいかない。行政としては非常に、一つのジレンマに陥っ

ているというのが、福祉面ですね、現在の姿ではなかろうかと私は認識しております。

したがいまして、このハートフル伊豆プラン21というのは、賀茂郡下の心身障害を持つ者に対する一つの、何ですか、指針と申しましょうか、そういうものでございますので、それはあくまでもある程度、一つのパロメーターでありますので、それに沿うような、南豆地区のそういう小規模授産施設というものをぜひご検討いただきたいと思っております。

介護保険の認定漏れについてのフォローの問題でございますが、やはりこれは昨年の、これは課長、前回の議会でも報告ございましたが、認定の誤差がございますね。一次認定と二次認定の誤差ですね。それが第1回目の、全国のあるモデル都市でやった場合27%、それで今回の、昨年10月から3ヶ月間の試行事業についてもかなりの誤差がある。それで今回、例えば来年4月から本制度になった場合、これはもう即本番でありますから、その認定漏れに対する障害者の措置のあり方というものについては、非常に神経をとがらせながらやっていかなければならないという認識で私はおります。ぜひ執行に当たる方もそのような姿勢で、ぜひお願ひしたいと思っております。

質問要旨1はこのくらいにしまして、質問要旨2の方に入らせていただきます。

質問要旨2は、地方議会人のあり方と議員の資格要件及び請負禁止規定に関する質問でございます。

統一地方選挙第2弾の最後の締めくくりとなる町議会議員選挙は、まさに来月とり行われようとしておりますが、東京大学教養学部長の大森先生著の「分権改革と地方議会」という本によりますと、分権時代の地方議会と議員への期待は、今後より一層の重みを増すであろうと指摘しております。しかし、全国3,300余りの地方議会は、それなりに活動し、努力しているにもかかわらず現実にはその評判は概して芳しくなく、むしろその構成、機能——議会の構成という意味です——機能、運営、実績に関し、いろいろ批判されている点の方が目立っております。

すなわち、議会の構成を見ると勤労者や女性が少なく、その代表性が偏っているのではないか、また、議会は執行部への批判や質問に終始し、みずから条例を作成するなどの政策立案機能を果たしていないのではないか、議会は執行部となれ合って、あるいは遠慮して、行政の監視機関としての役割を的確に遂行していないのではないか、また、議員は執行部への型どおりの質問、質疑にとらわれ、議員同士の討論はほとんどしていないのではないか、重要な事項はむしろ密室の駆け引きで決め、住民に肝心なことを知らしめていないのではないか、議員の数も多く、しかもその報酬も高過ぎるのではないか、視察研修と称して実は観光旅行をしているのではないか、政策調査研究費の使い方も、領収書がないなど不明朗ではない

いかなどの批判が挙げられております。

地方議会は、市町村長とともに地域住民の代表機関として自治体の運営に責任を持っており、その活動の量と質は地域住民の幸、不幸に大きな影響を及ぼすのであります。

全国には、そのような批判が必ずしも当たっていない実例はたくさんございますが、こうした議会活動の実態を広く世間に公表し、いかにして地方議会の重要性に関する認識を高めるかは時代の大きな課題と言われております。分権改革が進みつつある今日、自治体の議会と議員は本来の機能をどのように発揮し、地域住民の負託にこたえることができるのか、その具体的な方策は何かを改めて問われているからであり、地方議会の活性化というテーマは分権改革の重要な柱の一つともなっているのであります。

これまでも制度論としての議会の重要性が説かれてはきましたが、その実態、問題点、解説を具体的に解明したものは少なく、「地方自治」と「地方行政」が同一視され続け、制度運用上も「地方行政」が優位してきたこと等によっていると思われます。

一方、当事者としての議員にも自分たちの役割を限定的に考える傾向があって、おのずからおさまるはずである、いわゆる自治ですね——という和のイデオロギーとも言うべき秩序感が根強く、そのため、地域全体の発展とか利益の実現について議会側が市町村長の基本政策に異議を唱えることを控えがちになり、どうしても議員としての活動は、選挙時の地区・地元に役立つ世話活動的なものになりやすくなる。その結果、議会全体が行政に対し、わき役として振る舞いやすくなるのであります。

一方、マスコミの報道姿勢も、どちらかと言えば、役得ずくの利権を追いかけて政策のことはほとんど頭にない議員、執行部側の言うことを何でも聞き、政策や行政について勉強しない議員、執行部側となれ合ってうまく立ち回っている議員、地元利益ばかりに関心を持つ議員、議会でも発言しないし地元のためにも働かない議員といったイメージを強調しがちであります。しかし、金権体質を持たない議員、法制度や政策について熱心に勉強している議員、地元利益だけでなく地域全体の利益も考えて発言する議員、不透明、不正な行政運営をただす議員、新たな問題提起や政策提案をする議員も現実には実在しております。そうした努力が住民に伝えられてしかるべきでありましょうし、議会という存在自体が、執行部側の意思決定に無視できない影響力を持っているはずであります。

今回、私はあえて、地方分権改革と議会を構成する議員個々のあり方と資質アップを視野に入れ、地方自治法第127条に議員の資格要件規定関係と、第92条の2、請負禁止規定の行政解釈に絞って、先ほども町長申されました「原点にかえる」をスローガンの新町長に地方議会に対する基本認識を賜り、関係所管課長には、前述の2条の行政解釈と法運用につい

てのご答弁を賜りたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

これはあくまでも町長個人としての意見としてください。

議会人として私も議会4年の経験がございます。最初の選挙によって597票の投票をしていただきまして、トップ当選させていただいたんです。私はその選挙を踏まえたときに、選挙とは人の心をもらうものだということを私は学びました。というのは、私の兄が昭和58年の選挙のときに、少なくともこの中にいらっしゃる皆さんには知っていると思います、山敬さんの側近として、また栗原さんの側近として力を発揮した兄でございますけれども、その兄が昭和58年の選挙戦を踏まえて、選挙とは人の心をもらうものだと。それを深々と頭を下げたのが私は印象に残っております。

私も、ここの方々も当然そうだと思いますけれども、少なくとも選挙になった、選ばれた以上は皆様の負託にこたえ、その選挙民の心を背中に受けているという、その立場は貫かなければいけないのではないかと私は思っております。

また、議員は、これは本題に入りますけれども、それは私のあくまでも私的な個人認識でございます。そして、一般に議員とは、議員は住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるのであります。人格、見識ともにすぐれた代表者であると考えております。したがって、議員の一言一句は住民の意見であり、議員の行う質問や質疑、討論は、同時に住民の疑問であり意見であると考えられております。議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であって、これは議員の本質であると私は考えております。

以上の職責を持ち、町の具体的な政策を最終的に決定をし、町の行政財政の運営や事務処理がすべて適正に、しかも公平になされているかを批判し、監視していくことが議会の使命であると考えております。

以上、お答えとします。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、地方自治法第92条の2の行政解釈についてお答えいたします。

本条は議員の請負禁止に関する規定でありますて、議会の議員は当該普通地方公共団体に対し、議員個人はもとより、主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しく

は監査役若しくはこれに準ずべき者は、請負をしてはならないと規定されております。また、本来の意味での請負のみならず、物品の売買、それから物品修理等、継続的な供給契約と解される場合も、本条に言う請負契約に該当すると解釈されます。

今の条文中「主として」の意味は、当該会社の業務の主要な部分が団体等との請負によって占められている場合を指すものと解釈されますが、具体的には個々の事実によって判断するほかはないと思います。

なお、団体等に対する請負額が50%以上を占めるような場合は、明らかにここに該当するものと解釈されます。また「これらに準ずべき者」とは、法人の無限責任社員、取締役もしくは監査役と同等程度の執行力と責任等を当該法人に対して有する者の意であって、果たして「これらに準ずべき者」に該当するかどうかは、その会社における実態に即して判断されるべきであると解釈されます。

これらにつきましては個人の議員としての認識によるものであり、町議会議員選挙に立候補する時点でも、このようなことは説明しておるところであります。

次に、地方自治法第127条第1項の行政解釈についてお答えいたします。

本条は議員の資格要件を規定したものでありますて、今いろいろと述べましたとおり、地方自治法第92条の2の請負禁止規定に該当するかどうかについては個々の具体的な事実を総合して、議会において所定の手続により処理されるべきだと解釈いたします。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） 漆田君。

〔2番 漆田 修君登壇〕

○2番（漆田 修君） 町長答弁を、議会及び議員に対する基本認識を賜りましたが、実はもつと、さらに一步踏み込みまして、例えば憲法第93条で言っておりますところの「地方行政」という表現はしていないんですね。地方の民意は議会だという表現をしております。

一方、地方自治法においては各職責機能ごとにおいて、例えば自治体の長はこれこれこうです、今、問題にしております議会はこうですというぐあいにうたっておりますが、私は、答弁を望みたかったのは、地方行政と地方自治との認識の差をですね、なおかつそれが両輪であって、総合的に地域住民の合意を創成しまして、そして前向きに進んでいくんだというような、実は答弁をいただきましたのでございますが、個人的な認識としてはそれで結構でございます。

それから、先ほど総務課長の申されました第92条の2関係についてでございますが、これはなぜ私が申し上げますかと申しますと、地方公共団体の議会の議員が請負契約の締結に対

する議決等に参与することによって、議会運営の公正を保障し、かつ事務執行の適正を確保するという、この2つの大きい柱があるわけですよ。それに対して、例えば議員がそれに參與して——該当する、しないは別問題としてね、参与すること自体がその適正を、果たして適正な形であろうかというところがその発想でございます。

ですから、例えば第92条の2で先ほど総務課長が答弁しました50%ということは、全業務量、これは金額換算でございますが、その50%という表現は、行政実例によってどこにもないわけですよ。実際には個々具体的に判断する以外にはないということなんですね。ということは、先ほど申し上げました第127条の方の議員個々の認識にゆだねられておるということなんですね。ということなんですね。この第92条の2と第127条は、言ってみれば裏表の関係になるわけです。

ですから、例えば妻子に代表権があったとしても、その実態はその議員が請け負っているのと何ら異ならないような場合は、明らかにこれは、この条例の趣旨、条理を忘却した脱法行為と言うべきものであろう。なおかつ、この条文からいきますと「請負してはならない」では、下請けをしてはよろしいのか。これは、建設用語では丸投げと言う一括下請けは禁止されておりますね。ところが、実態として南伊豆町以外にもかなり行われているわけですよ。ですからその辺は、下請の金額も当然、全業務分量の中には含まれておるわけですよ。それが50%に達していれば、それは明らかにおかしいということになるわけです。ですから、その辺の解釈を改めて総務課長にお尋ねしたいんですが。

50%という行政実例はございませんね。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） いや、この50%というのは一応ございます。

○2番（漆田 修君） そうですか。それは何年でしょうか。

○総務課長（外岡捷美君） これは実例で、古いものですけれども30%……、今50%と言いましたけれども、30%でも個々のあれによって該当する場合もあるということをうたってあります。この資料は……

○2番（漆田 修君） 議長、時間がかかるようでしたら後ほど直に資料をいただきます。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、後ほどお答えいたします。

○2番（漆田 修君） 一応以上で質問を終わります。

後ほど総務課長の方からその資料をいただきまして、私の質問は以上で終了いたします。

○議長（渡辺守男君） 漆田修君の質問を終わります。

◇ 石井福光君

○議長（渡辺守男君） 5番議員、石井福光君の質問を許可します。

〔5番 石井福光君登壇〕

○5番（石井福光君） 通告により、質問させていただきます。

介護保険制度については国でも今、問題点が多く、過日の町長の地区懇談会においても数多くの質問が出されておりました。

介護保険は従来の福祉と違い、国民の多数を占める中間所得層を受益者とし、老後の生活設計を立てやすくする趣旨はよいと思いますが、国が制度の理念と構造を国民にもっと理解と努力が足りないので、現在、見直しとか延期論が出ている中、その背後にあるものは、財政不安と準備不足が指摘されております。

内容について、第1に保険料の膨張、介護保険会計自体の膨張に伴って、自治体と保険料を支払う住民の負担増。2点目に支援策、地方交付税や補助金などで手当てる低所得者対策や、高額保険料の自治体への支援策の問題。3点目に、ホームヘルパーなどの確保の不十分で、必要な介護サービスを提供できない市町村が多い。このような中で、保険料だけ徴収して介護サービスが十分受けられない事態を生ずるおそれがあり、「保険あって介護なし」「第二の消費税」等いろいろマスコミで言われております。

介護保険制度については大変、まだ國の方からも県からも決定的なものが出ておりませんが、一応私は勉強のつもりで質問させていただきます。

まず、保険の国民の金銭的負担について。

介護保険は多くの人から保険料を集め、その金で困った状況に陥った人を応援しようとするもので、これは保険の仕組みと同じですが、保険者となるのは保険を実際に運営する市町村。そして、金を出す被保険者は40歳以上の男女だが、それだけでは介護費用が足りないので、国、都道府県、市町村も被保険者からその集める保険料と同額の公費を拠出する。その割合は、国は25%、県と市町村22.5%と設定されております。これによって、国は現在9割以上を公費で賄っている介護費の半分を国民の肩に移しかえたため、先ほど述べたとおり「保険あって介護なし」と非難される原因になると思います。それで施行前にかなりの混乱が予測されると思います。

また、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の額や徴収方法にも違いがあり、第1号被保険者の負担する保険料は、専らみずからが受ける介護サービスに対応したものであり、介護サービスの水準に応じて市町村が算定する。65歳以上の高齢者が一般に老齢退職年金を一定額——3万円以上——もらっている年金受給対象者であることから、保険料の徴収は、

原則としてその年金から天引きされる。定額に達しない人は市町村が個別に集める。保険料の額を決める保険料率は政令で定めるが、市町村や収入によって異なるため施行段階ではかなり差が出るため、3年ごとに見直しをされる。

第2号被保険者は、みずからが受ける介護サービスに対応するだけでなく、老人の介護を社会的に支援する性格を持っているため、一般的に職域と地域に分けて保険料を徴収した方が効率的であることから、医療保険者が医療保険料として徴収する。

また、問題点としまして、希望のサービスが果たして受けられぬ人も出てくるのではないか。40歳以上の男女は本来の目的である介護を受けることができるわけですが、しかし、対象になるのはアルツハイマー病、脳血管疾患など老化に伴う病気で、先天的な障害や、事故で障害を持って介護が必要にならぬ人等もいる。先ほど漆田議員の質問の中の身体障害者等についても問題が出てくると思います。

介護保険がスタートすると、今までのように公的サービスを受けるのではなく、自分でサービスを選べるようになる反面、サービスを受ける経済的余裕のある人は、思うようなサービスが受けられるが、余裕のない人は受けたくても受けられない、その貧富の差が出るのはやむを得ない、これは東京都の社会福祉協議会のスタッフが言っております。

2点目に、サービスの内容と質でございますが、負担がふえるのだから当然サービス内容がよくならなければ困るわけで、この点について、以前のようなサービスではなく、自分または家族でサービスを選ぶことができるわけで、手続によって要介護認定が決まると、利用者は在宅介護支援センター、ホームヘルパー派遣業者、訪問介護ステーション、各種介護施設などの提供機関、これは事業者に依頼してケアプランを作成するわけです。このプランを作成するのがケアマネージャー。

ケアマネージャーは、利用者の状態、希望に合わせて本人、家族と相談しながら介護プランを立て、在宅サービスではホームヘルプ、訪問入浴、デイサービスなど十数項目から希望するものを選べるわけでございます。そのほかに、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型病床群等の入所のプランも立てられる。ただし、ケアプランは前々から説明のとおり、1から5段階の要介護と要支援の認定内容によって、サービス内容や受けられる回数に制限がある。また、契約については、今までのように公から与えられるものではなく業者と利用者間で行うので、気に入らなければ変えることも可能である。

プランとしては以前の介護サービスより選択の幅も広がり、内容も充実するように思われるが、ただ、地域によってかなりの格差が出てくる。サービスの供給量が追いつかない問題が指摘されております。大都市では、需要の4割程度の供給量が追いつかないと言われてお

ります。

3点目に、広域連合と一部組合方式についてですが、2000年にスタートする介護保険の運営主体となる各市町村で介護認定の地域間のばらつきを抑え、効率的な運用を図るため、認定業務などを共同で行う受け皿の整備が共通の課題とされていたが、この件については今議会において、賀茂郡6町村で認定審査会が設置されると思いますので、一応この件についてはクリアされると思いますが、財政力や高齢化率、施設の整備状況などに格差があるため、同じ県の住民で認定審査、保険料、サービスに大きな違いが出ては困るので、今後、合同認定だけでなく、介護サービス基礎を共同で整備していく広域連合か、一部組合方式を進めていかなければならないと思います。

以上3点について、サービス内容と質、2点目に、当町における保険料の決定の時期、一部組合方式について、この3点について福祉課長に回答をお願いします。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それではお答えいたしたいと思います。

まず第1点で、金銭的負担ということでございますが、確かにご質問のとおり、低所得者、生活保護の方から正規の介護保険制度の保険料がかかるということでございますものですから、すべての人々にまで介護保険の網がかかるということになる、そのとおりでございます。

それから、さらにまた高額介護報酬の場合の高額介護報酬限度額制度がありますけれども、その辺まだわかっておりませんものですから、ちょっとここでは差し控えさせていただきたいと思いますけれども、負担につきましてはご質問のとおり、まず保険料はかかることは当然でございまして、さらに施設利用につきましては1割負担——ごめんなさい、施設ではなくて、サービスを受けた場合は1割負担ですね。さらに、施設利用の方は食費の負担があります。

そういう面で、国の試算等々で申しわけないんですけども、そういうことで、試算によりますと、在宅サービスを受けてますと当然のことながら介護の報酬が、今のところ要支援で6万円という文書も来ております。そのとおりであれば6,000円になるんですけども、それで介護度5が35万円と言っていますですから、それがそのとおりであれば3万5,000円、ですから、6,000円から3万5,000円の自己負担が出るということは当然でございまして、さらに施設サービスについては、特別養護老人ホーム等々の老人保健施設、それから療養型病床群があるわけですけれども、特別養護老人ホームにつきましては当然のことながら、一部負担金は国の方で2万7,000円で食費が2万3,000円、トータル5万円ということになるわけですね。

この辺で、先ほど申し上げた高額介護保険をどうするかという問題は、ちょっとまだ正式には私は聞いていませんものですから、一応今の話ですと 5 万円の自己負担が出ますよと。それから老人保健施設につきましては、やはり一部負担が 3 万円程度、それから食費は 2 万 3,000 円ですから、5 万 3,000 円程度になるということです。それからあと療養型病床群の関係で、病床群についてもいろいろあるものですから若干違うと思うんですけども、一応国の試算では一部負担が 4 万円、それから食費が 2 万 3,000 円ですから 6 万 3,000 円というようなことで、各施設によって、利用の方法によって一部負担金が、利用的な金銭が違ってくるということが現実でございます。保険料プラス一部負担金がかかるということです。

それから、サービスの内容の差があるということですが、確かにそのとおりでございまして、河津町におきましては今までにないような、例えばデイサービス等々が今までなく、今回は新たな制度だし、まだ先のことですけれども、老人保健施設がふえるわけですので、その辺でもデイケアができるということでは一步前進していると思うんですけれども、確かに、東海道筋とこの辺ですと大分違います。

もう一つは、例えばの話ホームヘルプサービスにつきましても、この辺ですと今は二、三の業者がどうだという話があるんですけども、やはりその辺で足りるのかどうか。そういう点では、国で示したそういうサービス事業者はありませんものですから、その辺、照会しております。それで、南の方へどうだということを話しています。ですけれども、やはり需要と供給のバランスの関係がありまして、どの程度あるんだということになると、ちょっと今のところでは、先ほど申し上げた 360 名程度の予定者がいるわけですが、それが介護度がどうなるのかまだわかりませんものですから、その辺で、まだはっきりしたもののが示せないという実態でございますので、それでは参入できないということ等々あります。

もう一つ、保険料の問題だと思うんですけども、保険料の時期はいつか。金額的には先ほど申し上げたとおり、介護報酬の額は政府のは、先ほど申し上げた 6 万円とか 35 万円というのはまだ試算の段階ですので、それが正確ではありませんものですから、介護保険料を決めるのは、ちょっとまだ先にしていただくと同時に、去年ですか、ニーズ調査を、意向調査をして、その中で、先ほど申し上げたように老人保健施設というのはこの辺にないものですから、その辺、問い合わせをしたんですけども、その辺でその利用ということが全然頭にない、認識になかったということなものですから、利用率がゼロということなんです。

その辺は、当然これからできますので、その辺は当然我々は保険料の算定の中に入れなければいけないのでは、そういうようなもろもろを考えて、今やっているわけですけれども、

時期的なものにつきましては、一応スケジュールですと来年2月に決定して、3月の段階で議会に上げなさいということなんですね。ですから、それからということで、一応、9月ごろもう一度その辺を、それも正確ではないと思うんですけれども、その辺である程度計算してみまして、公表できるものであればするし、また、その時期で今現在程度のものであれば、これまた公表できないということもあると思うんですけれども、一応、最終的には2月ごろに決定して3月議会に上げなさいということですので、そういう時期で検討しております。

それから、一部事務組合と広域連合ということでございます。

先ほどもお話のとおり、認定審査会につきましては広域でやるということですけれども、その他の段階については、確かに保険料とか、それからサービス等、もちろん介護保険にはあるわけで、そういう面では、もう少し広域化した方がよろしいということはわかるんですけども、今現在そういうことまで話が進んでいないものですから。また、将来的にはその辺も検討していく、もちろん介護保険現法は3年置きに見直さなければならないということですが、ことしきりなければ次は3年置きということになると思うんですけども、その辺で、この辺のニーズをつかまえながら、徐々にそういうことでは広域化していきたいなと私的には思ってるんですけども、なかなか、他市町村もあることですから、その辺は調整しながらということで進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 石井君。

〔5番 石井福光君登壇〕

○5番（石井福光君） 今の福祉課長の回答で、上方から下へおろしていないので正確な回答ができないということでございますが、来年4月にスタートする時点で保険料が2月、また1号保険の65歳以上ですか、それが何か3月だといううわさは聞いております。それで果たして4月からできるものか。

2月、3月に決定して、果たして——だから先ほど私が述べたように、これは混乱するのは当然のことであり、町民が一番関心を今、持っているのは保険料が幾らだろうかというのだが、各地区懇談会の中でも出ているのは、果たして8,000円になるのか、この前のあれだと2,500円とかいろいろありました。2,500円とか3,700円とかいろいろありますけれども、地域によっては8,000円ぐらいになるのではないかという——ここではないんですが、地域によっては8,000円ぐらいになるだろうという話も出ている場所もあります。その点で質問したわけですが、だから当然、この介護保険というのは見切り発車であり、本当に問題がある保険だと。これは当然のことだと思います。

それと、ある新聞なんですが、年間の介護保険総費用の変化に伴って一応表が出ているわけですが、4.2兆円の場合に1号被保険者、65歳以上ですか——の場合には平均が、1,250円から3,750円、平均すると2,500円。1人当たりの月額が2,500円、4.8兆円の場合2,800円、5兆円の場合には約3,000円という試算が出されております。また、40歳から64歳の者については、これは健康保険とか国保とかあるわけですが、これは事業主が折半するわけで、これは大体3,400円から4,100円ぐらい。健康保険の場合には3,400円から4,100円、国保の場合には2,400円から2,900円ぐらいという折半、これが事業者とか国との折半になっているわけなんですが、問題は、一番心配されるのは、2,500円とか3,000円ぐらいであればある程度の知識は得ていると思うんですがね、くどいようですが、8,000円にもなる場合が出たときに大変なことが起きるのではないかということの中で、先ほどの説明の中で、東京のある74歳の婦人の方が、現在、介護5に相当する——35万円ですかね、介護5に相当する人を介護している現在、例えば2,500円を払った場合に、夫婦と、当然本人も払うですから7,500円払うわけですね。それと35万円の1割で3万5,000円、食費の二万三千幾ら、もう10万円弱の金を払うということは、その人たちは年金で生活しているですから、当然支払えないという、その悪影響も当然出てくるわけですね。それならうちで見た方がいいのではないか。

それでまた、今、最近ちらほら問題になっているのは、家庭で介護しているサービスの人に対しては多少の資格を与えて報酬を払うとか、または高額支払い者については国である程度補助金を出そうとか、現在、まだこれから先、ちらほらちらほらそういう問題が多々出でている現在、大変、一番心配するのは一時でも早く保険料、くどいようですけれども決定してもらって、住民の理解を得るということが一番必要でないかと思うんですが、それは先ほど申されたように上からのあがれが来ないということで、これはここで強く言ってもどうしようもないことありますので、私の、この介護保険については一応終わりにしていきたいと思います。

また逐次わかり次第、そこは各地区において説明会等を開いてもらって、住民の理解を得るようにしていただきたいと思います。

続きまして、行政経費の削減についてですが、行政経費の削減について3点ほど提言し、町長の取り組む姿勢について一応所見を伺いたいと思います。

長期にわたる景気の低迷によって、国、地方ともに財政はかつてない不況にあり、本町も例外ではありません。そこで、新たな財政需要に対応するのに新たな財源がなければ、既存の経費を削減しなければならないことは当然のことあります。私の提言することは大した

財源が生み出せるものではありませんが、意識の改革につながるものと、あえて提言するものであります。

1点目は、補助金の徹底した見直しについてです。

この件については私は、平成9年3月議会において、予算編成の重点と運営費補助金について質問し、補助金の見直しについてその成果を期待しておりましたが、思ったような見直しもできておりませんでした。その当時、補助金団体は97団体ありまして、その補助金の額が約1億4,000万円ぐらいあったと思います。その中で見直ししたのが13団体、額にして50万円弱ぐらいの削減しかしておりませんでした。これでは見直しとは言えません。

今現在、補助団体も97よりまたふえて100を超しているのではないかと思いますが、補助金は、一度つけると断ち切るのは容易ではありません。かといって恒常に補助するのは問題ですので、公益性、行政の責任分野、経費のあり方、行政効果等を再検討し、来年度、町長に徹底した見直しをしていただきたいと考えております。

2点目は、昼休みの一斉消灯。

これは本当に意識改革の中で申し上げるのでございますが、窓のない部屋、昼休みの中でも町民の来訪の多い窓口などを除いて、昼休みのうちは庁舎を消灯する。一つの例でございますが、某病院の例を申し上げますと、病院の中廊下の電灯は一切つけておらず、非常灯2カ所のみをつけております。それで、通る相手の人の姿もわからないような状態の中で節約しているわけですが、また、事務系においてはボールペン、ボールペンは新規に取りかえるのではなく、全部かえしんで行っています。かえしんを利用して、もちろん消費の節減をやっているわけですが、また、メモ用紙。メモ用紙については、こういう使い捨ての裏が使える用紙を全部切って、これをメモ用紙に使っている状態であり、また、封筒等は来たものの封筒を全部広げて、全部組み直して送っているような状態で実行しております。

また、特に私用電話等については、ゼロ発信のところは事務所のみ、ほかの各病棟においてはゼロ発信はできません。それで監視が強いものですから、ゼロ発信で私用電話を使うということは一切ありません。個人で私用電話を使う場合には、前の公衆電話を利用してあります。そういう中、すべて職員が節約に徹底してきて、相当の、微々たるものでありますけれども、その意識改革の中で相当の黒字を出しておるよう聞いております。

私も戦後、物のない時代を過ごしてきたので、物の大切さ等については十分に経験して、私も賛同しているわけでございますが、「ちりも積もれば山となる」のことわざのとおり、長い目で見れば経費の節約と省エネにも寄与すると思います。この件についての町長のお考えを、第2点目にお願いする次第でございます。

また、第3点目についてですが、3点目については旅費等についての見直しであります。この件については地方公務員法第24条6項で決められて、大変難しい問題かと思いますが、現在、世の中がもちろん不況で就職難、リストラの時代に公務員に向けられる視線が強く、過日の某地区懇談会の席上でも出たとおり、職員がたるんでいる、監視カメラをつけて監視しろという厳しい意見まで出ているところもありました。

そこで質問するわけでございますが、旅費は実費を弁償するものですが、町内の出張についての日当は必要だろうか、この辺についての検討もどうだろうか。現に横須賀市では平成10年度から市内の日当を廃止し、市外日当についても出張区域区分と職域区分の変更、公用車利用等、旅費日当減額措置を講じております。行政改革の中、私たち議員も3月議会において定員数を1名削減しております。今後その辺の旅費等について、一時凍結するか、または将来この条例を改定するかについての意見を、町長の意見をお伺いしたいと思います。

3点について、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 答弁いたします。

補助金の見直しについてですけれども、私も選挙戦を通じて、民間企業の経営発想ということでうたってまいりました。確かに石井議員の言うように、いろいろむだな経費があると思います。私も、今は当選したばかりでそこまでの余裕はありませんけれども、この12月、一通り回った折には、来年の予算づけのときには本当に必要かどうかを考えて、ぜひ少しでも石井議員の質問に沿うようなことを、それが町民に対する負託ではないかなと考えております。

そして、昼休みの一斉消灯なんですけれども、一応これについては庁議において検討して、また考えたいな、そう考えております。

また、出張旅費につきまして、南伊豆町職員の旅費に関する条例に基づき、職員が公務のために出張した場合、旅費を支給しているところでありますけれども、経費節減のため、形式的な総会や視察目的の研修会の取りやめ、同一会議への出張人員削減、研修会等3人以上出張の町庁用車使用など、極力出張旅費の節減に努めるところでありますけれども、具体的に課長の方からまた説明させていただきますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、1点目の補助金の見直しですけれども、今、申されましたように、平成9年3月の議会において石井議員の方から質問されております。

これ以後、平成10年度にある程度見直しはしたんですけども、今、指摘されたように大した額ではない。こういう中で、平成11年度の予算編成は現岩田町長以前に骨格ほとんどもう決まっていたわけですが、そういう中でも、やはり考えとしては、新規の補助金及び既定補助金の増額は原則として認めない、それから町単独の補助金は、行政との責任分野、それから経費負担の必要性、行政効果等を検討の上、総合的見地から見直しを行うということです。

そういう中でもって、1つ目として、事務事業の主体がどこにあるか再度検討する、それから補助事業として適正であるかどうか。2つ目に、補助目的が既に達成されていないか、今後の補助金の期間ですね、いつまでこれやったら打ち切るよとか、そういう設定ができるのか。3つ目として、全額町補助金で賄えている団体への補助は原則として認めないと、基本的には2分の1以上の自己財源となるようにする。4つ目としては、多額の余剰金が生じている団体は削減を図る、こういう観点に立って、来年度以降、補助金の削減に努めてまいりたいと存じますけれども、現在、平成11年度においては86件、約3億4,259万2,000円出ております。このうち政策的の補助金、大きいものが9件ございまして、これが2億6,000万円余ございます。これは三坂財産区より中木の環境整備、こういうものとか、あるいは消防施設の整備補助金だとか路線バスの維持事業補助金、これは約7,000万円あります。それから特別養護老人ホームの建設補助金1億3,000万円、あるいは水産業の共同施設整備補助金、これは漁協で行います倉庫あるいは合併浄化槽の設置補助金等、こういうものが大きなものがありますが、まだ、これを差し引きすると77件ぐらいあるんですか、これで約8,000万円強もあるわけです。

そういう中でもって、賀茂郡の町村会という組織の中で、やはり極力そういう町以外に出している補助金も、毎年1割ぐらいずつ削っていこうという中で実施しておりますし、今後、今、指摘されましたように、やはり補助金もこういう非常に財政が厳しい中、本当に必要かどうかという中を見きわめてやっていきたいと思います。

それから、昼休みの一斉消灯でございますけれども、確かにかなりの数の蛍光灯が各課に設置されておりまして、これもやはり必要な分はやむを得ないですけれども、極力そういう面でまた検討してまいりたいと思います。

それから旅費の件ですが、町内の、管内出張と申しましたけれども、例えば三浜の学校について役場等で会議がある場合は来る、町内出張、管内出張ですけれども、これについては日当は出ておりません。要はバスの実費、本来ならば、各職場にそういう庁用車があれば当然庁用車で来るわけですけれども、そういう学校とか保育所等には庁用車が置いてありません

ので、あくまでもバス実費ということで支給しております、この関係は、福祉課の関係と教育委員会の関係、これ以外ほとんど管内出張でとっておりませんし、当然日当も出ておまりせん。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 石井君。

〔5番 石井福光君登壇〕

○5番（石井福光君） 今、総務課長の回答の中で、ちょっとあれがあるかなと思うんですが、補助金というのは今の大きな公共的なものでなくて、私の言うのは、細かい団体がありますね、それが97あって1億4,000万円あったということで、大きな公共事業の工事であるとか、特別養護老人ホームの補助とか、それは問題外なので、それ以外の細かい団体についての見直してをしてくれということを言っているわけなので、大きな問題についてはこれはもう、どうのこうの言っても出すべきものは出さなければならないですから、それはやむを得ないと思うんですが、それ以外のことでお願いいたします。

それで出張旅費については、これはもう大した問題ではないんですが、これはあくまでも町民が、今の時代にいろいろ、先ほど言ったとおり公務員に対する視線が厳しいもので、出していないということならいいんですが、一応凍結のような状態であれば多少は、一つのあれになるのではないかということの中で質問したわけでございます。

町長の来年に向かっての、新年度に向かっての、「原点にかえる南伊豆町」ですから、当然徹底した、私の期待に沿うような見直しをしていってほしいと思います。

次に、第3点でございますが、銀の湯会館の利用料金についてお伺いいたします。

この件についても、やはり地区懇談会で意見が多く出ておりました。また、個人的にも要望が多いわけで、この町民の負託にこたえなければならないと思いまして質問させていただくわけでございますが、3月議会において利用料金については一部改定され、当町宿泊者についての1割引きというものは決定されたわけでございますが、親族といいますか、一親等といいますか、例えば私の子供、親が町外にいろいろな事情で住んでいて、当然、住民票は他町へ移してあるわけですが、その人たちが帰ってきた場合に、銀の湯を利用したときに町外者として900円当然支払うわけですが、これを町内者並みの500円、同額にできないかというのが第1点でございます。

また、第2点として町内利用料金について、現在500円で、考えてみればわずかな額でございますが、これも町民が、この額をもう少し下げてくれないかという意見も本当に多くあります。人間というのはおかしなもので、そういういろいろな値段によって左右される場合

があるわけです。商法で言えば薄利多売ですか、利益を少なくして物を多く売る、薄利多売方式でいけば、例えば一つの例として 500円を 300円にした場合に、 500円なら 1回しか行かないんだけれども 300円なら 3回も 4回も 5回も行こうという、本当に値段の感覚の違いで違ってくると思うんですよ。

だから、要するに銀の湯の場合には、商店の場合には品物を仕入れるわけですから、薄利多売でも品物が売れなければ当然残るわけですね。損をするから当然そこに不利益が出てくるわけですけれども、銀の湯の場合には 365日湯があるわけですから、当然経費だけ、経費とかいろいろの入件費、経費ですね、維持管理、そういうものの費用が重なるだけですから、当然利用者は、 300円なら 300円、 400円なら 400円、 200円なら 200円にした場合に回数をふやして、必ずこれはふえてくると思うんです。ふえてくれば、かえって今の 500円よりも上がるのではないかというような考えが多いわけです。

といって、では利用するのはだれかというと、当然高齢者なんですよね。若い人よりも当然——町外者は若い人が多いかもしれないけれども、町内についてはほとんど高齢者が多いと思うんです。だから、高齢者のためにも料金の値下げの方向も必要ではないかと思うんですが、その点について町長の考えを伺います。

○議長（渡辺守男君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

銀の湯会館の利用について。

銀の湯会館は平成 8年 4月にオープンし、3年が経過いたしました。この間の利用状況は順調に推移し、平成 9年度の決算では 1,500万円を一般会計に繰り入れ、町の財政確保に貢献することができております。この地区懇談会を通じても、本当に今、石井議員が指摘されたような要望がたくさんあります。これは一応この地区懇談会を終了後に、また検討する予定でございます。

詳しくはまた課長の方から報告させますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（土屋忠儀君） それでは、ご説明いたします。

まずは利用の状況ですけれども、平成 9年度 8万 3,800人の利用がございました。先ほど町長が言いましたように、このとき 1,500万円の一般会計への繰り入れをいただきました。平成10年度でございますが、7万 9,800人、これは昨年度と比較しまして 4,000人ぐらい減っておりますが、一応利益の方が 1,700万円ぐらい計上できそうです。この要因といしま

しては、長期に低迷しております景気の関係もございますけれども、年始と、それから盆休みですか、これが1日短く、それから盆の停電事故もございました。ちょうどこの時期が一番のかきいで大変だったんですが、順調に推移しております。

それからあとは、各地区懇談会をしておりまして各地区の要望でございますけれども、一応先ほど言いましたように、町民割引の拡大、それから町出身者の割引の新設、学校等で転出した子供、その割引、そしてあと他町でもって町民税を払っているとか、これの割引をお願いしたいですよとか、それとあと新規に1時間の券ですか、これも発行してもらいたいと。いろいろ難しい面もございますけれども、先ほど町長が申されましたように、地区懇談会が終了しましたら、いろいろ検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 石井君。

〔5番 石井福光君登壇〕

○5番（石井福光君） 前向きの回答があったわけですが、町民の負託に本当にこたえるよう、ぜひ実現の方向で進んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わりとします。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺守男君） 石井福光君の質問を終わります。

ここで、11時20分まで15分間休憩いたします。

（午前11時05分）

○議長（渡辺守男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前11時20分）

◇ 横嶋 隆二君

○議長（渡辺守男君） 9番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔9番 横嶋隆二君登壇〕

○9番（横嶋隆二君） それでは、始めたいと思います。

私は、南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、今日の行政に関して一言申し上げておきます。

この3月議会以降、日本の政治の中で非常に大きな問題というか、変化がありました。それは、先ごろ衆議院、国会で強行採決されたガイドライン法であります。

これは、いわゆる戦争法でありまして、アメリカの起こす戦争に要請があれば日本の自衛

隊が出動するという、非常に危険であり、かつたまこれは戦争放棄した日本の憲法第9条をじゅうりんするものとして許しがたいものが、国会を多数を力に通されたということあります。私たちは、この法が発動されないよう、今後、監視をしながら取り組みを進めていきたい、こういうふうに思います。

こうした非常に重大な問題が、国会の十分な審議を尽くさない、また、審議を強行される中で自民、自由、公明の与党合意でもって多数による強行という点で、これらは自民党の絶対多数のときでもできなかった問題であります。このようなガイドライン法に続く悪法、盗聴法等々が次々と国会に上程され、審議を十分に経ないまま通されている。許しがたいことが起きているということを厳しく批判するものです。

こうした中には、先ごろ上程された君が代・日の丸の問題でも、国民の間に賛否両論がある、こういう問題も同様であります。同時に、地方分権の言葉がこの間ずっと主張されていましたが、この一括法案も上程されています。これは、この地方分権が地方自治の時代逆行する中央の統制を含んだものとして、こうした問題についても注意と批判を強めていく次第であります。

それでは、通告をいたしました一般質問の内容に入りたいと思います。

まず最初の介護保険の諸問題、これには答弁者に町長と福祉課長ということありますが、また随時、この介護保険の問題でかなりありますので、8項目用意してありますが、私の方で答弁していただく方を指定したいと思います。

さきの質問にもありましたけれども、65歳以上、第1号被保険者の保険料は幾らになるかという質問であります。

私、この介護保険の問題は、介護保険の構想が出るときと、それと去年、介護保険の大枠が発表された時点で質問をしました。それで、関連のその他の議員の質問もありましたが、いずれもこれらに対して國の方針、この法律そのものが、介護保険料そのものが法律に盛り込まれないで300もの政省令にゆだねられているという点で、答えられなかったということありますけれども、3月議会のときに、こうした問題で幾つか答弁がありましたけれども、保険料の問題ですね。先ほどの質問にもありましたけれども、改めて質問しますが、国や県の対応待ちで、我が町での試算、これについてはやられていないのか。私も再三質問してまいりましたけれども、これは担当の課長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、お答えいたします。

65歳以上の、いわゆる1号被保険者の保険料の算定でございますけれども、ワークシート

の段階では算定しております。ただ、そこの段階で、先ほども申し上げたように、当然のことながら介護報酬も決まっていないこと、さらには先ほども申し上げた制度の中で話が出たんですけれども、ニーズ調査の段階で、老人保健施設の利用度ですね、その辺について、施設がないということ、また施設を知らないという方がございましたものですから、ほとんどの方が利用しないという回答でございました。その上で、今後、老人保健施設ができるということを含めてさらに検討をし、算定しなければいけないのではないかということで、まだ発表していないという段階でございます。

そういう意味で、ワークシートの段階でしたら算定は済んでおりますけれども、その辺は先ほど申し上げたとおり、まだいろいろと考慮しなければならない問題がたくさんあるものですから、その辺でまだ発表は控えさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

〔9番 横嶋隆二君登壇〕

○9番（横嶋隆二君） この保険料の問題で、今まで国会の答弁で、あるいは国民の認識の中に平均で2,500円という——2,600円か、認識がありますけれども、最近の衆議院の厚生委員会で宮下厚生大臣が答弁されている中では、これが3,000円弱になるのではないかとうことが言われております。それで、もちろん課長が答弁されたように、この保険料もそれぞれの自治体によるサービスの内容によって変わるという点で、平均はあってもその内容には格差があるということです。

しかし、まず最初に示されている2,600円なり、今回は3,000円なんですね。5年たって、もう来年、施行を1年に控えて3,000円ということですけれども、この3,000円という1号被保険者の保険料、一般にはそう言われているんですね。この保険料、これに対して非常に支払いが大変だと。例えば年金を月に10万円、15万円、ご主人が15万円、妻が10万円の年金、こういう年金、平均あるいは——平均と言うんですかね、悪くはない年金をもらっている中でも、2人で6,500円の負担になる。しかし、それ以下の、南伊豆町にも老齢福祉年金の方が2,600人近くおりますけれども、1号被保険者の30%が、この保険料を払うことが非常に困難だと。

3月の質問で、課長は減免制度が必要だという答弁をされました。全日本民主医療機関連合会の調査でも、これは2月の発表ですけれども、1号被保険者の30%が払えない、保険料ですね。そして利用料についても45%が払えない。同時に2号被保険者、40歳以上65歳未満の場合でも、国保に上乗せをして取られるということで、上乗せ分も払えなくて国保が滞納

になりかねない、こういう状態があります。これは、こうしたものがあるから町政懇談会でもかなりの意見や質問が出ているということありますけれども、私が町を歩く中でも、この問題が非常にたくさん寄せられています。

この点で、これは町長にご質問するわけですけれども、町長、非課税世帯には国保などの減免制度があるわけですが、介護保険制度は応能応益負担ですね、こういう考え方そのものが原則であるんですけども、現状では払えない可能性が十分にある、こういう点では非常に大問題だと思います。この点で、保険料そして利用料、非課税世帯等々に減免制度を設けるべきだというふうに思うんですが、この点について認識、あるいは判断をお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺守男君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 介護保険料の料金について、要するに利用料の減免、そういうことになりますけれども、一応賀茂郡下で一律という、そういう共同の流れというのが今ありますので、その中において共同して対処していくみたいなと考えております。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

〔9番 横嶋隆二君登壇〕

○9番（横嶋隆二君） 賀茂郡の共同の流れというふうに言われたんですが、どういう流れか。町長個人として、その流れでも住民の声に従って、あるいは住民の皆さん非常に大変だという声があるわけですね。それに対して町長自身はどのようにお考えか、その辺をもう一度お聞かせください。

○議長（渡辺守男君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） まだその議会の方が開催されておりませんもので、町長としては、やはり原点に返り、人間平等であるという建前から、できるだけのことはしたいなと。当然予算がかかることでございますけれども、法の前に平等という建前から、ぜひできるだけのことはしたいな、ぜひその会合に出て主張したいなとは考えております。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

〔9番 横嶋隆二君登壇〕

○9番（横嶋隆二君） この介護の問題は非常に、これ社会問題としてかなり比重として重いものです。その点で、認定審査会は共同でやるということなんですけれども、保険料やサービスはそれぞれの自治体なんですね。保険実施そのものの主体は町なんですね。そういう点

では、町の執行権者がこれをきちんと、しかもこの点で、介護保険の問題で私も質問してきましたけれども、担当課長だけではなくて関連部局、そして、まだ三役がそろっていない状態もありますけれども、町長、助役も含めて、この主要な問題に関して検討をされたのかどうか、その点をちょっとお答えいただけますか。

○議長（渡辺守男君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） まだ検討はしておりません。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） 今この2番目の質問で、法の下に平等だということと主権在民ということを言わされましたけれども、まさにこれ、介護保険の減免制度は自治体の裁量で決められるんですね。宮下大臣もそういう答弁を厚生委員会の中でしています。

これは、繰り返し言いますけれども、認定審査は広域でやるんだけれども、保険そのものや料金や、その制度は違うんですね。そういう点ではきちんと、町の担当職員だけ、課長だけではなくて町の主要な施策として、この南伊豆町、高齢化率が30%になっています。そういう町の位置づけとしても、同時に過疎地の中、それと年金の構成の比率を見ても、その点を、まさに住民の生活の原点に心を寄せて検討を進めるべきだ、ぜひしてほしいということあります。

次に、これは4番目の要介護認定と現状がずれたときの対応と、5番目とも関係しますけれども、上乗せ横だしサービスについてはどう考えているのかということであまりすけれども、4番、5番の関連等と、それ以外の7番も関係しますけれども、保険外のサービスを受けるとどうなるのかということですけれども、これは「保険あって介護なし」ということが言われていますけれども、保険料を取られて、それでは、この間、最近配られた、これは厚生省のやつですけれども、認定審査の要請をします。しかしながら、3月のこの答弁でも、昨年の秋にやったシミュレーションで、現状の福祉サービスと随分ずれがあるということは言われました。

こういう点で、1つは要介護認定の際に、かかりつけ医者の意見書など身近なところでの容態を知っている人の意見を参考にされるのかどうか。それと、審査に当たり、1回1人の審査に当たる時間はどのぐらいになるのか、この点をまず答えていただきたい。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） お答えいたします。

当然のことですけれども、一次審査はコンピュータということですが、二次審査の段階ではかかりつけ医の意見書、それと調査票等々、もちろんのことながら十分にそれを活用させていただくということです。

今、想定されているのは、時間でございますけれども、一応4分間程度、4分から5分程度で1人の方を認定審査しようということで考えております。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） これは、現状の措置制度のもとでの福祉の措置をする上での実態と比べると大きく、この認定そのものが本人の度合いを、認定の度合いが、非常に時間としても不十分だし、それによって内容も不十分なものにならざるを得ない状態があるのではないかということですけれども、この点で、かかりつけ医者の意見書、現状の中でも最大限尊重して、これを取り入れてやられるのかどうか、時間の短い中でもですね。その点はどうですか。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） お答えいたします。

当然のことですけれども、試行事業のときもそうでしたけれども、やはり前もって医師、認定審査委員さんにそういう調査票をお分けしまして、それで十分に審査してきていただいて、さらにかかりつけ医の意見書を参考にということでございますですから、中には事例として、シミュレーションのときも20分ぐらいかかった例もあります。また、それ以上の場合もありましたし、だけれども大体……、そうですね、8割方がそういうことで4分、または5分あればできるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） 要は現状のサービスを低下させてはならないという点で、こういう点を質問するわけですけれども、同時に、そういうことをやった上でも現状のサービスから漏れる、あるいは少なくなるのではないか。これは最低の家事援助だけで、現在は週2回無料で受けている人でも先ほどの10万円——ご主人が15万円、奥さんが10万円の年金収入でも無料の措置でやられるわけですね。ところが、認定される場合には、つえて立って歩くだけでも自立の判断がされるという可能性が往々にしてあるわけですね。そうした場合には週1回、今まで2回だったのが減らされて30分程度になるということは、保険料を払ってサービスが

低下するのではないか。実質的には低下ですよね。

こうした場合に、これをフォローする体制、これは上乗せや横だしの一環としてあると思いますけれども、こうしたことを保険料に上乗せをしないでやるべきだと——フォローをですね——思いますけれども、こうした点はどのように検討されているのか、お答えいただきたい。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） まず、介護認定申請に漏れた方、言うなれば上乗せ横だし、または町単独をということですので、その辺につきましては保険料等々に、当然のことながら響いてくるわけです。

確かにご存じのとおり、年金生活者であれば、これは年金の種類にもよるんですけれども、パンフレットにもあるとおり、生活保護の方等々で、または老齢福祉年金の受給者の世帯につきましては保険料は 0.5にするというようなこと、それから世帯全員が住民税の非課税世帯は 0.75にするという措置は現行法であるわけですけれども、その中で、やはりそういう保険料全体、全体的に減免するということになると、やはりそれがすべて介護保険料に響いてくるという問題がございますですから、その辺はこれから慎重に検討しなければならないということと同時に、やはりそういう制度的なもの、例えば我が町だけつくってほかの町村がない、またはほかの町村にあって我が町がないということは、やはり広域という問題も含めて、すべてが広域にすればよろしいんでしょうけれども、それもまた現実的には不可能に近いところもあるものですから、その辺は今後、各町村と検討させていただきたいということと、すべて、実は 6 月 1 日の課長会議のときに私の方からそういう面で、賀茂郡内の各町村だけでもいいから足並みをそろえましょうということでは提案しております。

その回答はまだ来ていませんけれども、そういうことで、私自身としましては、賀茂郡で足並みをそろえたいということで考えております。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） 上乗せ横だしに関しては幅が広いので、たくさん今は言えないんですけども、要は介護保険の制度そのもの、これが、いわゆる全体の高齢者福祉計画の概念から見れば、介護保険に係る方は非常に部分的なんですね。そういう点を視野に入れて、高齢者福祉計画全体をどういうふうにしていくか全体を見ていく場合に、現状では、最大限サービスが行われたとしても高齢者の十数%にしかなりませんね。こういう点で、介護サービス

から漏れる人、あるいはあったとしても今までより低下するのではないか。この点をきちんと、これを公費で行うべきだ。

これはどうしてかと言うと、先ほども自治体の財政負担の問題が話されていましたけれども、措置制度から保険で賄うことによって、今まで措置制度の中で自治体の持ち出し分というのがあったわけですね。それが浮いてくる、あるいはそれにプラスしてもいいんですけれども、そうしたことでも上乗せ横だしをきちんとやって、これは保険料に上乗せをしないということをしながら、保険料に上乗せをしないで、横だし上乗せもない、いいかげんにやっていれば1号被保険者にかかるてしまうわけですからね。それは私はすべきでないと思うんですね。それで、今までの措置制度と保険の実施後の差も含めて検討しながら、公費のサービスを進めるべきだと。

このような法体系では介護保険を導入して、漏れがあるということで厚生省自身、法自体の不十分から出てくるわけですけれども、全国の、これは厚生省自身が介護保険導入後の措置制度ということで、98年1月22日に全国厚生関係部局長会議、それと98年3月3日の全国高齢者保健福祉関係主幹課長会議で、介護保険導入後の措置制度ということで、これは自治体の裁量なんですね。それでできるんです、介護保険の中では。

ぜひこの点は今後の高齢者福祉計画を考える上で、これは担当課長等々は何年かすると担当が変わることがありますけれども、いわゆる行政の柱としてこういうものを、助役も含めたプロジェクトというか、町のトップがきちんとこの点を据えて、これはぜひ進めてほしい。

こういう中には私は、高齢者の介護、寝たきりにならない等々の予防措置として配食サービスの実施等々もあると思うんですが、こういう点があるいは——あるいはというか、どう考えられているか、そして、今現在はこういう事業が社会福祉協議会に委託事業として出されておりますね。これらについて、どのように見通しを持っておられるか答えてください。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） お答えいたします。

まず、措置制度ということでお話がありましたけれども、当然のことながら、介護保険料にはね返らないとなると公費という話になると思うんですけども、その辺について、財政的な問題がある我が町でどうするかというと、ちょっと今後それは検討させていただきたいなと思っております。

私だけでは、ちょっと答弁できないものですから。

それからあと配食サービスの関係につきましては、確かに社会福祉協議会の方にお願いし

である部分と、それから老人ホームに委託している部分があります。基本的には配食サービスは、老人ホームにお願いしている部分の方が基本的な、私は配食サービスだと考えておりまますし、その辺につきまして、賀茂老人ホームの方でも当然のことながら入所者がいらっしゃるものですから、限りがあるということでございますものですから、現在、十分ではないと考えておりますけれども、それを補完する意味で社会福祉協議会の方でお願いして、これは高齢者全員を対象者ということで行っておりますものですから、それはそれで、またいいのではないかと思うんですけれども、あと、ちょっと私の方ではわからないんですけども、南豆味会でしょうか、そちらの方でも何かやっていただいているということでございます。

そういうことで、私の基本的な考えとしては配食サービス、賀茂老人ホームにお願いしている部分なんですけれども、その辺については、また今後、施設が整備され次第その辺も検討させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） この7番の保険外のサービス等々に関連しますけれども、今、多くの皆さんにこの冊子が最近配られて、わかりますけれども、では保険料を取られて、それでは利用も含めてどういうことができるかということで、先ほど賀茂郡下でいろいろ上乗せ横だしの調整もするという話もされましたけれども、上乗せ横だしの以前の問題として、今、高齢者の介護の問題で当町でも課題になっているデイサービスの問題ですね。

これはかねがね言っておりましたけれども、施設がない中でも、ひまわりの会などの形で始められていますけれども、今度はみなとの園でやりますね。みなとの園でやる範囲は、デイサービスはどのぐらいなのか、そして社協でやるなり、あるいは社協以外に、社協も事業者認定をされたいという希望は聞かれていますけれども、農協もやりますね。さまざまやるんですけども、現在、拠点として考えられる、初めて考えられるのはみなとの園だということで、その範囲はどれぐらいなのか。

それと、公平なサービスをだれもが受けられるという観点を見た場合には、現時点、これまでの配食サービスを私、これは何というんですか、農協婦人部の半年に一遍とかね、回ってくるということではなくて、定期的な配食を考えたときに、三浜地区等と非常に格差があるのではないか。デイの問題でもこういう、希望されたにしてもできるのかどうか、あるいは考えられるのか、どういうふうに考えておられるのか。デイサービス、デイケアですね。非常に、これは寝たきりにしないという点でも、また痴呆の進行を抑えるという点でもかな

り有用性があります。

本来は、本来というか、ひまわりの会が発足した当時は、特別な施設をつくらなくても、これをあいているコミュニティセンターで、各所でやっていこうと、ボランティアの手も借りて。まだ広がっていませんけれども、こういう問題。このデイサービスを例にとって、地域格差が町内の中でも起きないようにすべきだと思いますが、その点で具体的にどのように考えられているかお答えください。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） お答えいたします。

まずは、みなとの園で行うデイサービスでございますが、D型ですので15床ということございまして、その中で、当然D型ですので寝たきりの方が5床、それから虚弱老人が10床ということになります。

その中で当然、ひまわりの会というお話も出ましたけれども、確かにひまわりの会というのは、そういう寝たきりをつくりないという状態では大変いいのではないかなと思っています。それはちょっと健康が不安な方々は、余り利用していられないんですけども。

あと配食サービスの関係、三浜地区という話でございまして、三浜地区的高齢者からその話がありまして、今現在、妻良地区まで配食サービスは行っております。当然老人ホーム、個々の事務は人的なもの等々がございせまんものですから、配食につきまして週1回ですか、あるいは——ごめんなさい、月2回ですよね。その辺については社協の職員に手伝っていただいて配食しております。あとは……

○9番（横嶋隆二君） 三浜の例。三浜地区と……

○福祉課長（楠 千代吉君） あ、三浜地区。ごめんなさい、デイサービスの範囲ですね。デイサービスの範囲につきましては、当然日帰り介護ということで朝晩送り迎えするということを含めて、バスで40分の範囲ですね、その範囲でしたらデイができるということでございます。中には、その範囲を若干超えてもということですけれども、一般論で言えば、バスの輸送範囲が40分の範囲。ですから三浜あたりでも何とかできるのではないかなということで、私は考えております。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） これは認識を確認したいんですが、みなとの園でも、まず受け入れる枠の問題がありますね、この問題ではね。あるんですが、ちょっと聞いた話では、下賀茂以遠はなかなか大変ではないかということと、それと、今バスで40分ということを言われまし

たけれども、これは当然、どの程度が認定をされるかどうかということ、利用されるかということにもかかわるんすけれども、本当に40分で——片道40分ですね。往復それなりの、1時間20分ですか、かかりますね。そういう中で、介護保険の制度の、いわゆる時間的なサービスの問題等との関係では、これは整合性はとれるという意味でそういうことを言われているわけですか。認識されていますか。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） そういう意味でございませんで、現行制度におきましてもデイサービスにおきましては、やはり高齢者の身体的な関係がございますものですから、40分範囲でおさめなさいということで厚生省の方から指示されております。

さらに利用の範囲が、先ほど下賀茂程度とか上賀茂程度とかいうお話ですけれども、その辺、私たちは今、梓友会と話を詰めておりまして、その話は一向に出ておりませんものですから、ちょっと私自身はその話は聞いておりませんですが。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

〔9番 横嶋隆二君登壇〕

○9番（横嶋隆二君） これは後ほど確認をされた上で、こういうサービス、地域格差がない、もちろんその上での上乗せ横だしなんですけれども、現行のサービスが、このうたっているサービスが本当にできるのかどうかですね。これは歯科衛生士による居宅療養管理指導、訪問歯科診療ですね。これは、これまでの委員会の中でも質問しましたけれども、こういう問題を、いわゆるもうそろそろわかる、いわゆる検討そのものは進めていくと。

それでこれ、町長、今、介護保険のタイムテーブルでは、先ほど話がありましたけれども、今、利用料、保険料はわからないと言っていますが、政府自身も確定的な保険料は実施直前に出すということですね。しかし、介護保険の事業計画確定は平成11年度の第4期、1月から3月ですね。そうすると第4期、1月から3月に何をやるかという点は、ニーズ調査もやっているわけですけれども、しかし、それももう少し発展的に、先を見通した老健も含めることで考えていかなければならぬ、それと上乗せ横だしもしなければならないという点では、これは早急に、仕事量としては大変とは思いますが、いわゆる不安を抱えている住民の側からすれば、やはりトップも含めた、役場の町長、助役も含めた責任あるところでこの主要な課題に対してどういう政策、方針をとるのかということを、そして漏れなくやるのか、これを検討して概要を頭に入れておかなければ、これがいざというときには——もう第4期すぐですよ、これは——できないのではないか。

同時に、こうした問題は、これ私おととしに質問したときは武蔵野市の、これは課長は97年9月のパンフレットを最近、去年の暮れですか、取り寄せて見て、武蔵野市が、これは保守系の市長さんですけれども、こんな介護保険ではとんでもないということでパンフレットを配られて、そして国に対して、厚生省に対して注文をつけた。これは全国の自治体からそういう声が上がっているんですね。こういう点は、1つは認識をされておられるのか。この点ちょっとお聞かせ願いたいと思いますけれども。町長にお願いします。——あ、福祉課長……、町長に。

○議長（渡辺守男君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） これから三役を決定次第、勉強させていただきます。今は正直言ってその程度でございますから。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

〔9番 横嶋隆二君登壇〕

○9番（横嶋隆二君） それでは介護保険の、これはずっと今まで上がって来て、最近は全国町村会、これ6月11日の報道ですけれども、全国町村会は緊急要望として、市町村の保険財政に対する国の負担、これが25%と少ない、それと25%のうち5%が調整財源ということで、南伊豆町なんかも過疎指定地域ですから入ると思うんですね。この調整金は25%のほかでやってくれという要望、財源をもっとくれということですね。それで、これはこういう要望を出しながら、同時に最近の厚生委員会、これは5月末です。私が衆議院の厚生委員に話を聞いたのが6月5日ですから、これは毎週の衆議院の厚生委員会の中で、各地区自治体、国民の声が厚生大臣に対して、官僚も含めて突きつけられて、そして介護保険このままでは、このままというか、国が譲歩をして上乗せ横だし、あるいは何ですか、ごめんなさい、減免制度に関して設けてもいい等々と答弁されているんですね。

最近は介護手当、先ほどの家族ヘルパー制度の問題でも、これは認めた。同時にそのほかに、これは介護手当の問題では実費の支給はどうかという、これは検討するまで追い詰められるというか、保険、このままでは本当に介護の水準が措置制度から大幅に下がるということを言われているんですが、全国町村会は減免制度、これは市町村で独自でできるんだけども、国もこれをきちんと法律に盛り込む、それと、国や県が財政的に補てん制度をつくることを要望している。その他、施設の整備も新ゴールドプランの内容を達成していない状況でこれを要求しているということで、要望されているんですね。

全国市長会は、これまた同様な問題で要求をしています。

こういう点で、日々刻々と住民の皆さんの不安や要求は厚生省、それで国会に上がって、そして今、介護保険の概要も全然いいとは言えませんけれども、そういうものが突きつけられているという点では、3月の議会で国や県にも意見をということがありましたけれども、県に対して財政措置、減免措置、横だしサービスに対する助成、現行の福祉施策の県費助成を維持をする、介護保険で浮いた分を、これをやれということに関しては、担当部局はもちろんですけれども、早急に検討、打ち合わせをして把握をした上で、県にもそういう意見を上げてほしい。

あるいは県は何かいろいろな、細かい数字を発表するのを抑えられているのかどうかわかりませんが、同時に、国に対してはデイサービスセンターなどの整備ですね、これはホームだけではなくて身近な施設がそれに使えるような、ひまわりの会も含めた、ああいう活動を横だし上乗せで仮にやる場合に、そういう予算の措置。例えば今、三浜小学校が体育館がなくて、その整備の問題も教育関係で出されていますけれども、複合施設としてそういうところに盛り込んで、そこに財政措置を呼び込んで、そしてあそこに子供たちと高齢者の拠点をつくるとか、そして、三浜地区としては大体の中間ですけれども、そういうことも各課とも連携をとって、ひまわりの会は健康課ということありましたけれども、密接に結びついで、これは離すことはできないんですね。

そういう点で財政支援、同時に町としては今後、今、相談も受けられると思うんですが、相談窓口、そしてその後の苦情処理、そして町職員が、あるいは受けられる準備されているのか、町職員もケアマネージャーの資格を取るべきだというふうに思いますが、この国や県の要望、それと町に対する問題ではどういう考え方があるのか、担当の課長さん、簡単で結構ですので、お願ひします。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） 先ほどご質問のとおり、介護保険で浮いた予算ということは私、計算したことないものですからわからないんですけども、その辺の話も今後、県の方には話しておきたいと思います。

また、ケアマネージャーの話ですけれども、現在、町の職員として保健婦が1名ケアマネージャーの資格がございますですから、今後その辺を課長会議で調整して、町自身も支援事業者ということで県の方に登録したいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君に申し上げます。

質問の途中ですけれども、昼食休憩をとりたいと思います。いいですか。

○9番（横嶋隆二君） 最後に1点、今の答弁を受けて。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） それでは、これで最後にしますけれども、やはり今後のこの介護保険の問題は、来年実施されるんですけれども、先ほど私、言いましたように、高齢者の福祉計画、高齢者事業の現在では一部分しか網羅されない事業でありながら、非常にそれは全高齢者、また40歳以上の被保険者に保険料が課せられるという点で問題があるし、同時に、高齢者福祉全体を現行より低下させない、そして発展させるという点では、介護保険の研究を真剣に、それと試算もしながらやると同時に、高齢者福祉計画を全体としてどうするのかということを、やはり計画そのものを見直しもしながらやらなければいけないということを強く主張しながら、ぜひ町長が答弁された早急の検討と、その上で国や県に対しての要望を実施してほしいし、国会にもそういう要請を上げていただきたい。

議会も3月、意見書を上げましたけれども、型どおりの意見ではなくて、実態に合った我が町の、過疎指定を受けた地域の住民の声として、私もこれまで、昨年、政府交渉で国土庁や自治省にも財政措置を主張してきたんですけれども、そういうことを自治体としても強く上げて取り組まれて、住民の皆さんのが不安を少しでも軽減されて介護の保障を全うされるようお願いをして、私の質問を中断します。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 1時まで昼食のため休憩に入ります。

(午後 0時04分)

---

○議長（渡辺守男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長（渡辺守男君） 引き続いて、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） それでは、2番目の質問件名の、町職員の採用の問題についてであります。

この要旨は、選考の公平を遵守するとともに、それを保障する体制——選考委員会を設けるべきではないかということあります。これは、今回体制が変わった後、施政方針を前にして、新たなこういう今の不況や住民の生活の状態を見て、新たな職員の採用はしばらく差

し控えるという、そういう中で、この3月末——4月ですね——から4人の職員が新たに採用されたということで、私どもにも幾つかご意見がありました。

まず、その問題について、どういう経過があったのかということをご答弁いただければと  
いうふうに思います。それは町長、よろしいですか。

○議長（渡辺守男君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 答弁いたします。

教育委員会の関係の方なんですけれども、教育委員会関係の人がちょうど一身上の都合と  
いうことでやめられて、そして長く、5年から6年臨時ということで、資格を持ちながら臨  
時ということで勤めておりました。そういうことを踏まえて、このままずっと臨時でおくの  
も良心的にまずいし、そして、そういうことで経験もあるし、決めさせていただきました。

ずっと臨時でいましたもので、そして資格があるということで。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） 今回の4人の採用が、教育委員会の部局であるということではあった  
んですけども、やはりいわゆる政策、政策というか整合性の点で、きちんとした精査をし  
て採用が本当に必要なかどうか、それと今、答弁で、臨時の職員が長い間携わっていた、  
そういう中で、正規の職員がやめられた中での補充というような見解がありましたけれども、  
1つ、職員の問題に関しては定数条例がありますね。それは町長部局と現場の部局とい  
うことでありますけれども、いずれにしても条例に定数ありますて、それで明記をされている。

そういう中で、私は住民サービスを提供するという点でさまざまな、補充をしないでいい  
とかそういうことではないんですが、より職員の採用に関して公正を期す、公平を期すとい  
う点は、現に戒めながら取り組みをしなければいけない。特に、いわゆる首長が変わるとか  
そういうときには、とかくいろいろな取りざたをされる。現にあったとかなかったとかでは  
なくて、そういうことがあるんですね。そういう点で、きちんとしていただきたいとい  
うこと。整合性を持った取り組みをしていただきたいということ。

それともう一つ、臨時の職員の問題では、前体制からの流れということがありますけれど  
も、いわゆる臨時の職員を期限なく置いておく、もちろん採用の際には仮に臨時であっても  
きちんと、例えば保育園の産休代替等々ありますけれども、期限を区切った採用で、それ  
で正規は別にする。そういう規定、これをきちんと置くべきではないかと思います。今まで  
の職員の採用の流れ等と、もちろん役場だけではなくて、役場から外郭団体へ流れていくと

いうことでも、どうも臨時で入って、そしてそれがさまざまな役場に残る人もあるれば、そうでないこともあります。ここを厳に、臨時が必要な際には期限を決めてやる、それで本当に必要な部署、正規の職員はまた採用をきちんとしてやるとか、そういうけじめをつけた取り組みが必要でないか、その点に関する見解。

それともう一つは、首長にどなたがなられても公平な採用をする。いわゆる一次試験は共通の試験やられているんですが、二次試験、面接等々は今まで執行権者の事務にゆだねられていたわけですね。ここで公正を期すために、選考委員会等々複数の体制で職員の採用に当たるべきではないかというふうに思いますが、この2点、臨時の職員の採用の問題についてと、選考の複数の体制を設けてやるべきではないか、この2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（渡辺守男君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 臨時の職員の募集についても広報を通じて、今やりかけております。

そういうことで、これからも広報を通じて、こういう仕事がありますよということで、公平を期するために広報等によってPRして、伊豆新聞等によってやらなければいけないのではないか、そう考えております。

また、選考委員については、やはり最終的にはだれを選考委員にするかによっても問題もありますし、そして選考委員が、では選考委員だけで全部決めていいかどうか、問題出ると思うんです。そういうことを考えたときに、選考委員については今までどおりやらせていただきたいなと考えております。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） いずれにしても、住民の目に事の様相が、公平だということがわかるような仕組みを含めて採用には当たってほしい。そして、その内容については、こういう不況の時期で本当に住民の生活が大変な中で、公職のあり方がさまざまな分野で、もちろん私たち公選の議員もそうですけれども、公務員に対しても厳しい視点、また仕事を求められています。それに、公儀にふさわしい職員の採用を厳に、思想信条にとらわれないで進めるよう要求をしておきます。

次に、3番目の質問の件名で、第4次南伊豆町総合計画についてであります。

この中の要旨では、策定のプロセスについて、単年度で策定し得るものなのかということと、ローリング方式をとるにしても、これまでの10年と比較にならない今後10年の計画は、

時間をかけての検討が必要ではないかということと、2点目は、主要重点施策は何かということあります。

今回の施政方針の中で、総合計画の策定の委託ですか、このあれが出ていましたけれども、私はそういう経過がありながらも、町長が2月ですか、それに就任されてまだ間もない、それで今年度の中で策定するということがやられているわけですけれども、必ずしも、この年度内にどうしてもやらなければいけないのか、その根拠は何かということをまず、担当でもよろしいし町長でも、お答えしていただきたい。

○議長（渡辺守男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（渡辺修治君） 総合計画についてありますけれども、総合計画の方は、まず基本構想と基本計画と実施計画の3本立てになっておりますけれども、実施計画につきまして、もう平成11年度で終わりになっております。ですので総合計画の中に、平成12年度の事業を国や県に要望する上で総合計画にその事業の位置づけがないというと、実施計画を策定して、それによって国・県なりに申請していくものですから、その実施計画が平成11年度で終わり、もう平成12年度のやつがないものですから、早急にこれは立てなければならないということあります。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

〔9番 横嶋隆二君登壇〕

○9番（横嶋隆二君） 予算要求の点はありますけれども、これそのものは、県の市町村課にも確認をしましたけれども、町独自で、もちろん国や県に対する予算措置に関してはそういうこともあるんでしょうけれども、それはこういう、いわゆる実態ですね。首長が変わって体制も、いわゆる正規の三役の体制がこれからできるわけですね。そして、もちろん10年計画というと、今の体制だけで今後、進んでいくということではないんですけども、全体を網羅して、また責任ある執行をしていくという点では、やはり平成12年度の上に対する要求、予算要求等々の計画に関しては、やはり附帯事項も含めて、何というんですか、暫定措置をとってやる。

平成11年度でこの計画そのものは終わっているということありますけれども、今までの経過で、ローリング方式で実施の計画残っている、やられていない等々のことがありますよね。そうしたものも、いわゆる3次総合計画でやってどうなのかと総括も含めてやると、私、1年で、単年度でやるには相当なね。

これは3次計画についての前菊池体制のときにも町長に質問したんですけれども、非常に文脈や文面、そしてそれに基づく実施計画を、私もきょう持ってきましたけれども、

ありますけれども、こうしたことを、冊子はだれでもいつでもつくれると思うんですけども、いわゆるそういうものに基づいて10年間やってきた成果、あるいは結果がどうであるのかということと、今後の10年ですね。冒頭申しましたように、今、時代の変遷あるいは政策的な問題でも非常に貴重な10年であるし、また、ある意味ではとても長いと思うんですね。そういう点では、もう一度課長にお聞きしますけれども、暫定措置をとりながら、基本構想も含めた実施計画についてももう少し時間をかけた計画づくりができるのか、やるべきだというふうに思うんですが、どうですか。

○議長（渡辺守男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（渡辺修治君） これから策定スケジュールの予定ですけれども、今、地区懇談会をやっておりますけれども、これが今月29日ですか、それで3地区のやつを終了します。その後、これから約1,000人ぐらいの記述アンケートをやりまして、地区懇談会のまとめを約1カ月ぐらいかけて行おうと思っております。それができましたところで3次総合計画の評価を行いまして、4次総合計画の方を進めてまいりたいと思います。

それから、自治省の方から通達関係がこれ出ておりまして、基本構想の改定ということがありまして、これをちょっと読んでみると、「基本構想は、当該市町村の長期にわたる経営の根幹となるべきものであるから、これに基づいて、市町村長が策定する計画等を通じて社会経済上の変動に弾力的に対応することとし、みだりに変更すべきものではないが、策定後の社会経済情勢の進展等、外部条件の変化により基本構想、現実との遊離が著しく大きくなる等の理由により、当該市町村の経営の基本となるにふさわしくない状態になった場合においては、速やかに改定すべきである」ということが通達でありますですから、10年後を、今、策定していても、途中変わったときにはまた改定をしていくようにはなると思いませんけれども。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

[9番 横嶋隆二君登壇]

○9番（横嶋隆二君） 最後に町長に質問しますけれども、今、先ほど話した地方分権の、冒頭に述べた地方分権の内容でも、今後の変遷では非常にゆゆしき事態が進む可能性もなきにしもあらずです。産業の分野で言えば農業の問題、この、そうですね、新農業基本法が本当に実態と地域の成り立ちにとってどうかという問題があります。

それで、総合計画10年ですけれども、百年の大計とよく言われる、国家百年の大計と言われますけれども、今それぞれの時期に策定していく計画は、積み重なれば100年先に残せるものや、あるいはそこに結びつくものということが、見通しがある程度、国の制度の成り立

ちにもよるんですけれども、あると思うんですね。そういう点で、政府とは別に、地方自治を預かる身としてどういう視点を、これで終わりますけれども、どういう点に主要な眼目を置いて進めていかれるのか。

私、最初に介護保険の問題は21世紀の、冒頭に重要だということで申しましたけれども、町長自身どのようなお考えをお持ちなのか、その所見を聞いて終わりにします。

○議長（渡辺守男君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 大変難しい問題なんですけれども、私、地区懇談会を通じていつも言っている言葉は、この南伊豆町が、全国津々浦々観光地になっている現在において、何がこの南伊豆町にとって一番すぐれているか。勝ち残るためにすぐれているものを生かしていくなければならないということで、座談会に応じております。そのためにも、人材の発掘とか諮問委員会の設置とか、いろいろ提言しております。この地区懇談会を末ごろに終わったならば、その約束どおり諮問委員会を通じ、今これだけ予算がない場合は、もうアイデアしかないということで訴えております。

そういうことで、財政がないんだから、ともかく人間の特徴である知恵を出し合って、これから南伊豆町を考えようということでやっておりますもので、ひとつもう少し長い目で、少なくとも町長になった以上は「10年後にはこうなるべきではないかな」という、自然志向というんでしょうか、ともかく南伊豆町が全国に残るために何がよいか、海があり、山があり、海岸があり、そして温泉があり、そのほかに何か必要ではないかなということを今、提言している最中ですから、もう少し時間を欲しいなと考えております。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

〔9番 横嶋隆二君登壇〕

○9番（横嶋隆二君） ぜひ諮問委員会等々、時間的には大変だと思うんですけれども、そういうことで進められるのであれば、ごみ等々の問題も含めて課題が山積しています。ぜひ積極的に聞いて、運営委員と集団的な議論が反映されるように期待をして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

---

◎報第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） これより議案審議に入ります。

報第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 報第2号 繰越明許費繰越計算書につきまして報告させていただきます。

去る3月定例町議会におきまして、平成10年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）中、第2表繰越明許費としてご承認をいただきました総務管理費、地域振興券交付事業、社会福祉費、介護保険事業、小学校費、南崎小学校屋内運動場建設事業費の3件に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製させていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただきます。

内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、ただいま町長の提案説明ありましたように、平成10年度南伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の3件の報告をさせていただきます。

まず、2款総務費の1項総務管理費、地域振興券交付事業でございます。金額が6,839万円に対しまして翌年度に繰り越した額が6,461万円。この財源といたしまして、既収入特定財源が5,001万4,000円、未収入特定財源といたしまして国庫支出金1,449万6,000円、それから一般財源として10万円でございます。

次が、3款民生費の1項社会福祉費、介護保険事業でございまして、2,167万6,000円に対しまして1,900万5,000円、この未収入特定財源といたしまして国庫支出金が1,690万4,000円でございます。一般財源が210万1,000円です。

次が9款教育費、2項小学校費、南崎小学校屋内運動場建設事業費で2億6,483万5,000円、翌年度繰越額が同額でございます。このうち未収入特定財源といたしまして、国庫支出金が7,081万5,000円、地方債が1億1,400万円、一般財源が8,002万円でございまして、合計金額が3億5,490万1,000円、繰り越した額が3億4,845万円、既収入特定財源が

5,001万 4,000円、未収入の特定財源といたしまして国庫支出金1億 221万 5,000円、地方債は1億 1,400万円、一般財源が 8,222万 1,000円となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第2号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、報第2号は原案どおり承認することに決定いたしました。

---

◎報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 報第3号 緑越明許費緑越計算書の報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 報第3号 緑越明許費緑越計算書につきまして報告させていただきます。

去る3月定例町議会におきまして、平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算

(第3号)中、第2表繰越明許費として承認いただきました南伊豆町クリーンセンター建設工事委託に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製させていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告させていただきます。

なお、詳細につきましては下水道課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(渡辺守男君) 下水道課長。

○下水道課長(勝田悟君) 報第3号の内容説明をさせていただきます。

本案は、ただいま町長が申し上げましたように、去る3月定例町議会でご承認いただきました南伊豆町クリーンセンター建設工事委託料に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製させていただきましたので、報告をさせていただくものであります。

それでは、平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明させていただきます。

1款下水道費、1項下水道建設費、公共下水道建設事業、金額3億3,600万円、翌年度繰越額3億3,600万円、また、この財源内訳は、国・県支出金1億7,540万円、地方債1億6,060万円というように調製させていただきました。

なお、南伊豆町クリーンセンター建設工事は日本下水道事業団に委託しておりますが、工事の進捗状況は、5月末現在で80%でございます。今年度末までに、機械、電気工事を除く建築工事を完了させる予定でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(渡辺守男君) これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(渡辺守男君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(渡辺守男君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長(渡辺守男君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第3号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、報第3号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 報第4号 總額明許費総額計算書の報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 報第4号 總額明許費総額計算書につきまして報告させていただきます。

3月定例町議会、議第18号で承認いただきました平成10年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）中、第2表総額明許費の中木漁業集落環境整備事業に係る総額明許費につきまして、総額計算書を調製させましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただきます。

なお、詳細につきましては農林水産課長より説明させます。

○議長（渡辺守男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 平成10年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計総額明許費総額計算書について説明いたします。

当工事は平成10年12月に着工いたしましたが、道路に埋設されている上下水道の移設及び岩盤掘削、不測の日時を要したため年度内の完成が見込めなくなり、総額明許予算を5,301万円乗せさせていただいたものでございます。

この総額明許費総額計算書の内訳は、工事請負費が5,258万100円、委託費が39万5,850円、そして事務費が3万2,050円、合計5,300万8,000円となりました。この財源内訳といたしまして、国庫支出金が3,710万円、地方債が1,120万円、その他地元負担金が470万円と、一般財源8,000円でございます。

なお、当工事が5月31日に完成し、平成10年度事業は支払いを残すのみとなりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 討論する者もいませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第4号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、報第4号は原案どおり承認することに決定いたしました。

[水道課長 稲葉勝男君退席]

---

#### ◎議第34号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第34号 収入役の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 本案は、収入役の選任についてであります。

去る3月12日、収入役、小針弘氏より、一身上の都合により平成11年6月30日をもって退職したい旨の退職願が提出されました。このため、後任の収入役として現水道課長の稻葉勝男氏を選任させていただきたく、ここにご提案申し上げます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第34号 収入役の選任については、原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第34号は原案どおり同意することに決定いたしました。

[水道課長 稲葉勝男君入場]

#### ◎稲葉新収入役就任のあいさつ

○議長（渡辺守男君） ここで、ただいま選任の同意がなされました稲葉勝男君よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可します。

○新収入役（稲葉勝男君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは選任についてご同意いただきまして、身に余る光栄と同時に感謝の気持ちでいっぱいあります。

経済不況も長引いているこのような状態の中で、南伊豆町の財政も非常に厳しい時期を迎えております。このとき、このような職責を与えられたということは、まことに重責であり、身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、岩田町長が常々申されております「原点にかえる南伊豆町」を念頭に置きまして、三役がっちり手を結び、これから職員の皆さんともども岩田町政のますますの発展のために、微力ではございますが誠心誠意努力をし、最善を尽くすつもり

でございます。

今後とも議会の皆様には以前と変わらぬご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつといたします。

よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（渡辺守男君） これにてあいさつを終わります。

---

◎議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第35号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

本条例改正案は、消防団員の待遇改善の一環といたしまして、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に公布、施行されました。この政令改正を受けまして、本町の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給基準額を、本年4月1日にさかのぼりまして平均0.66%引き上げさせていただきたく、ご提案いたします。

条例改正の内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、議第35号の内容説明を申し上げます。

次ページをお願いいたします。

本案は、南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を、次のように改正するということです。

これは別表があるわけですが、今、町長が申し上げましたように平均0.66%引き上げ、金額にいたしますと、この表は一律5,000円アップということになっております。ちなみに、団長の5年以上10年未満は今まで17万円でしたけれども、5,000円アップで17万5,000円になっております。以下みんな5,000円のアップでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

そして、この別表の規定は平成11年4月1日以降に退職した消防団員に適用する。

それから3つ目といたしまして、平成11年4月1日から条例の施行日の前日までに退職した者については、その支払った額は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなすということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第35号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第35号は原案どおり可決されました。

---

◎議第36号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第36号 南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第36号 南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年7月から供用を開始する中木水産飲雑用水施設を本条例第2条に追加するものであります。

詳細については農林水産課長から説明させます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 平成9年度から漁業集落環境整備事業により整備を進めてきました中木地区簡易水道の水源ポンプ、送水管及び配水池等の水産飲雑用水施設が完成し、本年7月から供用開始をするに当たり、地方自治法244条の2項第1項に基づき、本条例の第2条に中木水産飲雑用水施設を追加するものであります。

以上です。

○議長（渡辺守男君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第36号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第36号は原案どおり可決されました。

---

◎議第37号、議第38号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第37号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、議第38号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約

についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第37号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、議第38号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

一部事務組合の規約を変更しようとする場合は、一部事務組合を構成する関係地方公共団体の議会の議決が必要になります。

今回の変更は両議案とも、平成9年12月、第141回臨時国会において介護保険法関連法が可決成立され、平成12年4月1日から施行されるに当たり、修善寺町、天城湯ヶ島町、中伊豆町では事務の共有化を図ることになり、既にし尿処理、ごみ処理を総合的に、また経済的に共同処理するため設立されている修善寺町外2ヶ町衛生処理施設組合の名称を変更し、共同処理する事務等を変更することに伴い、第2条の別表を変更させていただくものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第37号及び議第38号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第37号及び議第38号は原案どおり可決されました。

---

◎議第39号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第39号 賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の制定についてを議題  
といたします。

なお、この議第39号につきましては、さきに全員協議会を開きましたので、内容説明につ  
いては省かせていただきます。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第39号 賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の制定について、提案  
理由を申し上げます。

本案につきましては、介護保険法第14条の規定により各市町村に介護認定審査会を置くこ  
とになっておりますが、地方自治法第 252条の 7 第 1 項の規定により介護認定審査会を賀茂  
郡で共同で設置することになり、構成町村である東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西  
伊豆町、賀茂村の 5 町 1 村で組織し、それぞれの町村で同一規約の議決が必要となるため、  
地方自治法第 252条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決をいただきご提案申し上げた  
次第であります。

内容につきましては福祉課長に説明させますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申  
し上げます。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長、先ほどお話ししましたように内容説明については省かせて  
いただきますが、なお、補足説明がありましたら。

○福祉課長（楠 千代吉君） 特にございません。よろしくお願いします。

○議長（渡辺守男君） これより質疑に入ります。

横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 全員協議会ではやりましたけれども、大事なことなので、本会議でもう一度質問します。

これは第4条の3項で定数が27となっていますが、1合議体の人数はどれくらいなのか。そして予想される、10月から認定受け付けするわけですけれども、件数はどのぐらいなのか。それと、先ほどの一般質問の中とちょっと関連しますが、会の合議の時間はどれくらいのか、それに1人当たりにかかる所要時間はどのぐらいなのか、まずその点について教えていただきたい。

○議長（渡辺守男君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、お答えさせていただきます。

まず総定数、賀茂郡の介護認定審査会の定数は27ということでございまして、3合議体を編成いたします。3合議体ですので、1合議体当たり9名ということになります。その内容につきましては、医師4名、それから保健の担当、福祉の担当が5名ということで、計9名になっております。

それで、我が町の審査件数、予定件数でございますけれども、今、想定されているのは360名でございます。

さらに、1人当たりの審査時間ですか——は、一応4分から5分程度と考えております。

以上ですが。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 設置に当たり改めて、これは質問のときにも申し上げましたけれども、事前の調査をやる者の、かかりつけの医者や、あるいは福祉担当、民生委員等々さまざまあるわけですけれども、意見を尊重して、そして介護の認定が公正にやられることが必要だと思うので、ぜひご意見を参考にして実施していただきたいということあります。

○議長（渡辺守男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第39号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第39号は原案どおり可決されました。

---

◎議第40号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第40号 南伊豆町道路線の廃止についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第40号 南伊豆町道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、伊豆急行株式会社のゴルフ場開発計画が平成11年3月に静岡県土地利用委員会に承認されたことに伴い、具体的な個別法である都市計画法により、赤線を開発区域内に編入することについて町が同意するに当たり、町道後田線の受益者が1者となり、一般の交通の用に供する必要がなくなるため、静岡県の指導等により町道廃止の必要が生じましたので、道路法第10条第1項及び同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

このことにより、町道認定路線は685路線、総延長228.6キロメートルとなります。

内容につきましては建設課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） それでは、一色地内、後田線の町道廃止の内容についてご説明申しあげます。

裏に図面がついておりますが、この間ですが、国道136号の北側の吉祥線より北西に走る吉祥区内10号線を起点にして、吉祥ゴルフ場開発区域内の山林に向かう、幅員1.5メートルから2.7メートル、延長632メートルの車道でない町道です。

この町道廃止は、第3次南伊豆町総合計画でスポーツ・レクリエーションゾーンとして位置づけされている伊豆急行株式会社のゴルフ場開発計画が、平成11年3月に静岡県土地利用委員会の承認を受けたことに伴い、具体的申請である都市計画法第32条による開発区域内へ赤線、青線を編入することについて町が同意するに当たり、必要となってきたものでございます。

この町の同意は、赤線の管理が4月1日から静岡県より町に権限移譲になったことに伴うものであります。

この開発区域内の町道は、受益者が伊豆急行株式会社だけであり、また、これに代用する道路もあるため、町道のつけかえの必要のない道路と考えられ、また、町道となっていては開発区域内編入に同意ができないため、静岡県の指導もあり、町道廃止を行うものであります。

この町道後田線の権原は、赤線で国有地となっております。町道廃止後の開発区域内の赤線は、伊豆急行株式会社の申請により国から払い下げを受けることができ、また、開発区域外、約100メートルあるんですが、赤線として従来どおり使用できるものであります。

なお、開発区域内の町道後田線は4メートル未満の町道で、しかも周辺は荒廃農地となっており、住家が立ち並んでいないため、町道廃止前も町道廃止後も建築確認の接道とならない道路です。

以上でご説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。 )

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第40号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第40号は原案どおり認定されました。

---

◎散会宣告

○議長（渡辺守男君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時54分）

)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡辺 守 男

)  
署名議員 渡辺 嘉郎

署名議員 石井 福光

平成11年南伊豆町議会 6月定例会

(第2日 6月15日)

## 平成11年6月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第2日）

平成11年6月15日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議第41号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）

日程第 3 議第42号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 議第43号 平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 議第44号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 6 議第45号 平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）

---

### 本日の会議に付した事件

1から6まで議事日程に同じ

7 発議第5号 30人以下学級の早期実現を求める意見書

---

### 出席議員（14名）

2番	漆	田	修	君	3番	斎	藤	要	君	
4番	渡	辺	嘉	郎	君	5番	石	井	福	光
6番	斎	藤	恒	昭	君	7番	簾	田	国	広
8番	藤	原	栄	君		9番	横	嶋	隆	二
10番	小	澤	東	洋	治	君	11番	大	野	良
12番	山	本	義	一	君	13番	渡	辺	守	司
14番	関		俊	春	君	15番	土	屋	隆	俊

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩	田	篤	君	助役	飯	田	千	加夫	君
教育長	坂	倉	範	一	君	総務課長	外	岡	捷	美

企画調整 課長	渡辺修治君	住民課長	渡辺正君
税務課長	碓井大昭君	健康課長	池野徹君
農林水産 課長	内山力男君	建設課長	小島徳三君
商工観光 課長	土屋忠儀君	清掃課長	藤原伊勢夫君
水道課長	稲葉勝男君	教育委員会事務局長	土屋敬君
会計課長	飯泉誠君	福祉課長	楠千代吉君
下水道 課長	勝田悟君	行政幹	岡茂徳君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田中秀明	係長	松本恒明
------	------	----	------

---

◎開議宣告

○議長（渡辺守男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより 6月定例会本会議第2日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺守男君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

4番議員 渡辺嘉郎君

5番議員 石井福光君

---

◎議第41号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） これより議案審議に入ります。

議第41号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田篤君登壇〕

○町長（岩田篤君） 議第41号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

平成11年度当初予算におきましては、人件費、物件費を中心とした経常経費及び継続事業について計上いたしました、いわゆる骨格予算でございます。そこで、今回の補正予算は、町の総合計画をもとに諸事業のうちから特に緊急を要するもの、あるいは地域住民の要望の強いものを重点に、その肉づけを行いました。

このため、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,351万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を47億8,351万6,000円とするものです。

歳出の主なものといたしましては、第3款民生費、賀茂郡介護認定審査会負担金 160万

3,000円、第4款衛生費、共立済病院組合特別負担金 732万 2,000円、水道事業会計出資金  
3,000万円、第6款商工費、商工会補助金 350万円、観光協会補助金等 560万円、第7款土  
木費、大山川改修工事 1,200万円、公共下水道事業特別会計繰出金 3,112万 1,000円、第9  
款教育費、公民館改修工事 306万 2,000円などあります。

歳入につきましては、第14款県支出金 338万 6,000円、第17款繰入金 2,067万 7,000円、  
第18款繰越金 6,944万 7,000円、第19款諸収入 426万 1,000円、第20款町債 1,530万円など  
が主なものであります。

補正予算の内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお  
願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

[総務課長 外岡捷美君登壇]

○総務課長（外岡捷美君） それでは、議第41号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算（第  
1号）の内容についてご説明申し上げます。

それでは17ページをごらん願いたいと思います。

歳出の第2款総務費、1項総務管理費 497万 4,000円の補正額、10目地域づくり推進費の  
地域づくり推進事業 332万 2,000円、これは18節備品購入費で 242万 8,000円、これにつき  
ましては、財団法人自治総合センターの宝くじの広報事業の一環として、コミュニティの助  
成金 240万円を受けて太鼓を購入するものであります。

12目財産区費、三坂財産区管理事務 165万 2,000円、これは19節で 165万 2,000円、入間  
生活改善センターの空調設備事業に対する補助金でございます。

2項徴税費、1目税務総務費、賦課徴収事務でもって 257万 4,000円。これにつきまして  
は、23節償還金利子及び割引料で 250万円、これは法人町民税の還付金でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務 491万 9,000  
円の減額補正でございます。これにつきましては、この4月の人事異動によりまして一般職  
1名の減による人件費削減分でございます。

次が、3款民生費、1項社会福祉費 787万 4,000円、1目社会福祉総務費、社会福祉総務  
事務の 497万 5,000円、これは介護保険の事務に伴いまして職員をこの4月に1人増員した  
ための人件費等でございます。

次が、社会福祉事業25万円。これは19節で町遺族会補助金として25万円支出するものでござ  
います。

次が、2目国民年金費の国民年金事務17万 2,000円、これは3節職員手当等で時間外の15

万円でございます。

次が、3目老人福祉費 247万 7,000円、老人福祉事務73万 2,000円。これは13節委託料 187万 4,000円、それから19節負担金補助及び交付金の 114万 2,000円。これにつきましては、今まで補助金で受け入れていたわけですが、県の要綱が変わりまして、委託事業になったための変更でございます。

次が、介護保険事業で 174万 5,000円、19節負担金補助及び交付金の 160万 3,000円が主なものでございまして、賀茂郡介護認定審査会負担金 160万 3,000円でございます。

次が、4款衛生費、1項保健衛生費 930万 5,000円、3目母子衛生費の母子衛生事業 198万 3,000円。これにつきましては、20節扶助費で 176万円。これは乳幼児の医療扶助費ということで、受診率の高い3歳児未満の乳幼児の通院に対しまして、7月から実施するものでございます。

次が、8目医療施設整備推進費 732万 2,000円、医療施設整備推進事務の 732万 2,000円。これは19節で、共立湊病院組合特別負担金 732万 2,000円でございます。

次が、2項清掃費 152万 5,000円、2目塵芥処理費の最終処分場維持事業 152万 5,000円。これにつきましては、13節委託料で62万 5,000円、15節工事請負費で90万円。この件につきましては、平成元年に吉祥の伊豆急行の土地に最終処分として捨てたわけですが、これの廃止をしようということにつきましては2年間検査が必要だということでもって、水質検査及びボーリングをするものでございます。

次が、3項上水道費 3,000万円、1目上水道費で水道事業会計繰出金 3,000万円。これは24節で水道事業会計への繰出金、上水道の第5次拡張事業に対する出資金でございます。

5款農林水産業費、1項農業費 2,011万 3,000円の減額でございます。

2目農業総務費で農業総務事務 2,011万 3,000円の減。これは4月の異動に伴いまして一般職2名の減による人件費の削減でございます。

3項水産業費50万円、1項水産業振興費、水産業振興事業で50万円。これは港勢調査7港分の委託料でございます。

次が、6款商工費、1項商工費 1,498万円、2目商工振興費の商工振興事業 378万円。これにつきましては19節で 378万円、補助金といたしまして商工会補助金 350万円、湊商店街歓迎アーチ塗装修繕費補助金28万円でございます。

次が、3目観光費、観光振興事業 1,120万円、13節委託料 200万円。これは観光協会へ観光宣伝の委託料でございます。

次は、15節工事請負費 360万円、下賀茂温泉公衆トイレ便器改修工事。これは便器4個の

増設に伴うものであります。

次が、19節負担金補助及び交付金の 560万円。これは補助金といたしまして観光協会へ 400 万円、旅館組合へ80万円、民宿組合へ80万円、それぞれ補助するものでございます。

次が、7款土木費、1項土木管理費 838万 6,000円の減額、1目土木総務費の土木総務事務 838万 6,000円の減。これも4月の異動に伴いまして、職員1名減に伴う人件費削減でございます。

2項道路橋梁費 1,180万円、2目道路新設改良費、単独道路改良事業 1,180万円、13節委託料で 300万円でございます。これは万耕地線測量調査委託料 200万円と、手石区内12号線の測量調査委託料 100万円でございます。

次が、15節でございます。26ページです。

工事請負費として 640万円、手石区内12号線の改良工事が 260万円、下賀茂区内2号線の舗装工事 380万円でございます。

次が、17節公有財産購入費 240万円。これは手石区内12号線の用地取得費でございます。

次が、地方特定道路整備事業、これは変わりございません。これは15節工事請負費の中で、成持吉祥線の舗装工事が 1,470万円減額しまして、それぞれ3つの路線に振り分けるものでございます。

次は、3項河川費 1,217万円、1目河川維持費の河川維持事業17万円。これは委託料として17万円計上しました。

次が、河川改良事業 1,200万円、15節工事請負費として 1,200万円。これは大山川の改修工事、済の分でございます。

次が、4項港湾費 6,000円、港湾管理費の港湾管理事務 6,000円。これは委託料で、手石港陸閘操作委託料 6,000円でございます。

次が、5項都市計画費 3,112万 1,000円、3目公共下水道費、公共下水道事業特別会計繰出金 3,112万 1,000円、28節で 3,112万 1,000円。これは公共下水道事業特別会計繰出金でございます。

次が、6項住宅費 360万円、2目急傾斜地崩壊防止事業費の急傾斜地崩壊防止事業 360万円、13節委託料で 325万円。これは手石の谷戸の測量調査委託料でございます。

次の28ページ、8款消防費、1項消防費 466万 2,000円、2目非常備消防費の非常備消防事務 117万 5,000円、これは8節報償費の 117万 5,000円。これは消防団員27名分の退職報償金でございます。

3目消防施設費の 348万 7,000円、消防施設管理事務の14万 9,000円、これにつきまして

は12節の11万 1,000円。これは防災車購入に伴う経費でございます。

次が、消防施設整備事業の 333万 8,000円、18節備品購入費が88万円の、19節で 245万 8,000円。これにつきましては、伊浜の消防詰所、それから落居の消防詰所の補助金でございます。

次が、30ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費35万円、2目事務局事務35万円。これは13節委託料で、三浜小学校ドリームスクールの推進事業ということでもって、夢を持つ学校、海をテーマにした子供たちの教育関係の振興を図るためのものでございます。

2項小学校費80万 2,000円、1目学校管理費、小学校管理事務41万 3,000円、これは15節工事請負費で41万 3,000円。南中小学校の補修工事、これはブランコでございます。その後の、小学校パソコンインターネット接続工事は三浜小学校分でございます。

次が、三浜小学校管理事務として17万 5,000円。これは14節で、複写機賃借料17万 5,000円でございます。

次が、2目教育振興費の竹麻小学校教育振興事務10万円。これは18節で教材備品、デジタルカメラ購入費の10万円でございます。

次が、南崎小学校教育振興事務の10万円。同じく18節の、教材備品のデジタルカメラ10万円でございます。

三浜小学校教育振興事務の1万 4,000円。これは12節で、インターネット接続手数料ということで1万 4,000円計上しました。

次が、5項社会教育費の2目公民館費、公民館管理運営事務 337万 7,000円、13節委託料31万 5,000円、15節工事請負費 306万 2,000円。これは公民館の改修工事ということで、排煙窓の設置工事、それから倉庫の雨漏りの補修でございます。

次が、4目図書館費の図書館管理運営事務 370万 5,000円。これは4月の異動に伴いまして、公民館の職員1名分の給与等の増額分でございます。

次が、6項保健体育費の360万 9,000円、1目保健体育総務費の保健体育総務事務70万 9,000円。これは工事請負費として、森山館跡地の防護さくを設置するための費用70万 9,000円でございます。

次は、2目体育施設費、武道館管理運営事務 290万円、これは需用費で 230万円、備品購入費で60万円。これにつきましては、武道館の多目的利用のために机、いす等、その他関係備品等を購入するものでございます。

次が、歳入に移らせていただきます。

9ページをごらんいただきます。

歳入、11款分担金及び負担金、1項分担金、2目土木費分担金26万円、道路橋梁費分担金26万円でございます。

次が、10ページです。

14款県支出金、2項県補助金 338万 6,000円、6目土木費県補助金 240万円、これは2節住宅費補助金 240万円です。これは、先ほど申しました手石谷戸の分でございます。

次が、7目消防費県補助金68万 6,000円、これは1節消防費補助金で68万 6,000円。これは、先般の石井の火災のときに二条の可搬ポンプを川へ落としたということで、その購入費でございます。

それから、8目教育費県補助金30万円、学校教育費補助金、これは三浜小学校のドリームスクール推進事業交付金でございます。

次が、3項委託金、5目土木費委託金17万 6,000円。これにつきましては、青野川、一条川、手石港それぞれの操作の委託料17万 6,000円でございます。

次が、16款寄附金、1項寄附金の2目民生費寄附金 9,000円、これは社会福祉費寄附金の社会福祉事業に対する寄附金で、9,000円でございます。

次が、17款繰入金、1項特別会計繰入金、1目三坂財産区特別会計繰入金 165万 2,000円。これにつきましては三坂財産区の特別会計繰入金で、165万 2,000円でございます。

次が、2目老人保健特別会計繰入金 1,902万 5,000円。これも老人保健の特別会計繰入金でございます。

次が18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金 6,944万 7,000円でございます。これは前年度の繰越金 6,944万 7,000円でございます。

次が、19款諸収入、4項雑入、5目雑入 426万 1,000円、消防団員退職報償金 117万 5,000円、次は雑入として 308万 6,000円。これはコミュニティ助成金、先ほど申しました財団法人自治総合センターからの助成金でございます。在宅高齢者サービス利用料が68万 6,000円でございます。

次が、20款町債、1項町債、4目土木債 1,500万円。これは道路橋梁債の 1,500万円、過疎債でございます。

5目消防費の30万円、これは消防債で、消防施設事業債で過疎でございます。

次が、8ページをごらん願いたいと思います。

これは補正額の財源内訳でございまして、ただいまの1億 1,351万 6,000円に対する財源内訳で、国・県支出金が 356万 2,000円、地方債 1,530万円、その他が 618万 2,000円、一

般財源が 8,847万 2,000円となります。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 1億 1,351万 6,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 47億 8,351万 6,000円とするものです。

次に、5ページをごらん願いたいと思います。

これは債務負担行為でございまして、共立湊病院組合に対する特別養護老人ホーム用地特別負担金ということで、期間が平成12年度から15年度までの4年間、限度額といたしましては 2,400万円。これにつきましては、特別会計の負担金予定額は 3,132万 2,000円でございますが、先ほど申しましたように平成11年度で一応 732万 2,000円予算計上しておりますので、2,400万円の債務負担行為ということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 3点伺います。

1つは、17ページの太鼓ですね、これに関連して、これは太鼓会が使うのかということと、今までの太鼓の関連と今までの太鼓の管理の状況ですね、それについてお答えしていただきたいということ。

それと、その次は6款ですね、24ページの商工費、観光費の観光の補助金の問題なんですが、この問題は当初予算に対する意見でも述べたんですけれども、補助金のつけ方が従来と違ったということで意見を申したわけですけれども、6月のこの補正で対応するとの、各補助団体の総会との関係で、ちょっと問題はないのかという、この点の認識についてお答えしていただきたいということ。

それともう一点は、教育費のドリームスクールの推進事業の関連だと思うんですけども、小学校にパソコンインターネットの接続工事が三浜小学校にあります。これに関連して、これそのものはそう多くの費用ではないと思うんですが、今パソコン教育で各校に、小学校、中学校にもパソコンが入っていますけれども、なるだけ早いうちに全校にインターネットの接続をするべきだと。それは、やはり客観的な、地理的な条件ですね。過疎、へき地とか、いろいろな情報を本当に得るだけではなくて発信するという意味で、また、この南伊豆町の広い中で各校のネットワーク、情報の交換等々をする上でも非常に重要だし、若い先生方もそういう点で期待をしています。ぜひ、この点での考えはあるのか。また、財政当局に関しても、配慮して進めるべきではないかというふうに思うんですが、この3点についてお

伺いします。

○議長（渡辺守男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（渡辺修治君） それでは、17ページの備品購入費の 242万 8,000円の内訳ですけれども、これは太鼓を購入するものであります、現在ありますみなみ太鼓に補充するものです。新しい曲の振りつけに必要となっていましたものですから、長胴太鼓を2個と、それから現在あります桶胴太鼓を2つ追加するというものです。

〔「保管状況」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（渡辺修治君） すみません。これは町の備品になるものであります、現在は南上小学校のもとの講堂ですか、そこに保管してありますけれども。 )

○議長（渡辺守男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（土屋忠儀君） それでは、24ページの6款商工費につきましてご説明いたします。

まず、当初予算の関係なんですけれども、骨格予算ということでもって計上してもらいました。内容といたしましては運営管理費でございまして、前年度対比では、ここにございまして商工会補助金が350万円の減、それから観光費の関係ですけれども、これが1,120万円の減——あ、1,120万円ではない……、失礼しました。400万円の減ということでもって計上させていただきました。その後、商工会、それから観光協会の方から陳情がございまして、不況下でもって運営費も大変だ、ぜひ前年並みでお願いしたいという旨がございました。一応町の方といたしましては、この6月の補正予算でもって提案いたしますという話をいたしました。

350万円なんですけれども、やはり収入財源につきまして、町の方の予算の組み方も一緒ですけれども、とりあえず予定という格好で組んでございます。その辺でもってご理解いただきたいと思います。 )

○議長（渡辺守男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 敬君） 小学校へのインターネットということなんですねけれども、確かにおっしゃるとおり、今回、三浜小学校がドリームスクールということで、それで、今現在、授業等で幅広くデジタルカメラを利用して、パソコン利用で授業、あるいはまた父兄参観会の際の発表等々しております。せんたっても、実は伊豆新聞にも載りましたけれども、子供たちがヒジキをつくり、そのパンフレットを、自分たちで好きなところの写真を撮り、それをプリンターにかけてラベルをつくり、修学旅行に行った際に旅館であるとか、あ

るいはまた国会議員さんのところへとお土産に持っていったというようなこともあまりして、ドリームスクールを推進するということで非常に幅広くやっております。

そういう関係で、三浜小学校、今回の補正予算でインターネットということで計上させていただきましたけれども、そのほかの学校につきましても、おっしゃるとおり、なるべく早い時期にインターネットを接続できて、授業にも大いに活用できるようにということで私どもは考えております。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 横嶋君。

○9番（横嶋隆二君） 答弁に対する意見ですけれども、みなみ太鼓は、これは当初のときに意見も出でていて、その保管場所がきちんとして、大丈夫なのかということです。それらも随時やっていただきて管理をきちんとしていただきたいということです。

それと、補助金のつけ方と総会の関係は、ああいう当初予算、人件費に絡むんですね。補助の問題でありますので骨格とは言えども非常に大事な問題で、こういうふうになることは予想されて、やはり私が言いたいのは、議会の信任ということですね。この議会が形骸化してはならないという点で、こういう当初のつけ方がそうであれば、補助団体の総会もしかるべき措置をとってやらなければ、これは議会の意味がなくなるということですね。この点を執行部がきちんと認識をして、今後も対処していただきたいということあります。

それとインターネットに関しては、ドリームスクールの指定を受けたというだけではない、本当に全部の子供たちが全く平等だという点で、ぜひ財政当局とも相談をして、年度内の補正で対応して進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺守男君） 石井君。

○5番（石井福光君） 関連で質問させていただきます。

ただいま横嶋議員の補助金の問題、これは私は昨日、補助金の問題について質問したかわり上、再度質問させていただきますが、今の商工会の補助金と観光協会の補助金、旅館組合補助金、民宿組合補助金については、今の説明だと不景気だから上げてもらいたいと。単純に、観光協会の場合には昨年 1,300万円を 400万円減額されたから 400万円上げた、商工会もそういう状態だということなんですが、こういうことを何回も繰り返すと、各団体が「私のところも減額されたから上げてくれ」と今まで見直したのが意味がなくなるような傾向で出てくると思うんです。そうすると、例をつくりますと、ほかの団体も当然これは上げても、「おまえのところはだめだよ」ということは言えないと思うんです。

そういう点について私は質問したわけなんですが、そうすると議会内部に、これはやはり観光協会の総会にも、私が質問したとおり確かに議会の議決を経て出るものであって、議会より前に出るのはおかしいのではないかという質問をしてきました。これは今の横嶋議員の議会軽視の話と同じものですが、彼らも反省しておりますので、これについては追及しません。しかし、観光協会の今の、1,300万円の入会費だということありますが、中身を見ますと1,285万円が、要するに入会費になっているわけですね。それ以外に事業費として500万円。それで委託料として今度200万円出たということは、観光協会の総予算が三千二百何万円かになって、ほとんど半分以上の金が補助金で出ている結果になるわけなんです。やはりこれについて、補助金をこういう行政の方から団体に半分も三分の二も出していたら問題があるのではないかということで、これは今回はもうやむを得ないし、私は出すことには反対ではないんですが、その辺を認識をよりというんですか、十分今後、必要になってくるのではないかと思いますので、その辺の考え方について町長、お答え願います。

○議長（渡辺守男君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） わかりました。一応予算、観光協会の方も努力は必要ということですね。ぜひそのように努力するように、いろいろ話し合ってやっていきたいと思います。

○議長（渡辺守男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（土屋忠儀君） では、お答えいたします。

今、町の方の外郭機関といったしまして、商工会、それからあと観光協会、町の基幹産業なわけでございます。一応その経営内容の話を先ほどいたしましたけれども、一応本当にもう大変な状況で、会費の値上げですか、それも今年度、実施しております。そういう中でもって今回の補正の方の陳情もございまして、この6月でもって提案させていただきました。

今の予算の関係ですけれども、先ほど参考までにと申しましたけれども、役場の方の歳入予算ですか、これは県費とか国の補助金等がございますけれども、あくまでも予測、計画でもって出しまして、内示があって初めて確定という格好のもので、だから商工会、観光協会の補助金につきましても役場の方の当局のお答えとしましては、一応6月議会の方でもって提案いたします、そういう格好でございます。

○議長（渡辺守男君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第41号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第41号は原案どおり可決されました。

---

◎議第42号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第42号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第42号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成11年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）でありまして、平成10年度の医療費等が確定することに伴いまして、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び諸支出金の増額補正を行おうとするものであります。

歳入歳出の総額をそれぞれ 1,902万 5,000円補正、そして総額を11億 9,711万 1,000円にさせていただこうとするものであります。

内容につきましては健康課長から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申上げます。

○議長（渡辺守男君） 健康課長。

〔健康課長 池野 徹君登壇〕

○健康課長（池野 徹君） それでは、平成11年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

10ページをお開きください。

初めに、歳出より説明いたします。

2款諸支出金、2項1目一般会計繰出金、補正 1,902万 5,000円。これは前年度精算により不足した国・県負担金及び支払基金交付金の前年度一般会計立替分を返還するものであります。

次に、7ページをお願いします。

歳入としまして、1款支払基金交付金、1項1目医療費交付金、補正 562万 6,000円と、2目審査支払手数料交付金、補正48万 3,000円。これは前年度不足額に対する過年度収入であります。

次に8ページ、2款国庫支出金、1項1目国庫負担金、補正 1,254万 3,000円。これも前年度不足額に対する過年度収入であります。

次に、3款県支出金、1項1目県負担金、補正37万 3,000円。これも同様、過年度収入であります。

次に、6ページをお願いいたします。

今回の補正是、1,902万 5,000円を追加し11億 9,711万 1,000円とするものであります。

補正財源としましては、前年度一般財源をもって賄われた過年度収入であります。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第42号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第42号は原案どおり可決されました。

---

◎議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第43号 平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第43号の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ 165万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,750万 3,000円とするものです。

歳出は、総務管理費、一般管理事務の一般会計繰出金に 165万 2,000円を計上いたしました。これはコミュニティ施設整備事業として、入間生活改善センター空調設備工事費に対する一般会計への繰出金であります。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金 165万 2,000円であります。

内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、内容についてご説明を申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

歳出で、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、一般管理事務 165万 2,000円。これは28節繰出金 165万 2,000円でありまして、入間生活改善センターの空調設備工事に対する繰出金でございます。

次は、7ページをごらんいただきたいと思います。

2款繰入金、1項1目基金繰入金 165万 2,000円、これは財政調整基金の繰入金 165万

2,000 円でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第43号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第43号は原案どおり可決されました。

---

◎議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第44号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第44号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人件費と委託料及び工事請負費の増額補正であり、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億 5,692万 2,000円増額し、歳入歳出それぞれ12億 3,136万 2,000円とするものです。

補正予算の概要につきましては、歳出から申し上げます。第1款下水道費につきまして、給料 523万 3,000円、職員手当等 445万 9,000円、共済費 121万 1,000円、委託料 5,072万円、工事請負費を 9,530万円増額するものです。

歳入につきましては、第1款国庫支出金 1,350万 1,000円、第2款繰入金 3,112万 1,000円、第5款町債 1億 1,200万円、第6款県支出金 30万円をそれぞれ増額するものです。

なお、詳細につきましては下水道課長より説明させますので、ご審議のほどお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 下水道課長。

〔下水道課長 勝田 悟君登壇〕

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳出から説明させていただきます。

11ページをお願いします。

歳出、1款下水道費、1項1目公共下水道建設費、補正額1億 5,692万 2,000円の増、計11億 7,945万 6,000円とするものです。その内訳といたしまして、2節給料 523万 3,000円、3節職員手当等 445万 9,000円、4節共済費 121万円につきましては、下水道課職員3名分の人物費を現体制の4名分とするものでございます。

次に、13節委託料 5,072万円でございますが、その主な内訳は、南伊豆町クリーンセンター建設工事委託料 4,000万円、これは国から、町の要望額より 4,000万円多く平成12年度分の前倒しとして内示があったため、増額させていただくものであります。また、下水道法事業認可変更設計委託料 880万円と、次の12ページの都市計画法事業認可変更設計委託料 180万円は、両認可とも本年度で認可期間が切れるため、来年度以降、5年から7年間で施行できるものを変更設計するものであります。

次に、工事請負費 9,530万円。この内訳は、湊処理分区管渠築造工事 8,080万円。この内容は集落内の開削工事でありまして、下水管、口径 200ミリを 785メートル施工するものであります。また、町単湊処理分区枝線管渠築造工事 1,160万円は、補助対象外の管渠築造工事費でございまして、開削工事で口径 200ミリの管を延長 105メートル施工する予定であります。また、町単湊処理分区管渠路面復旧工事 140万円と町単下水道事業付帯工事 150万円ですが、これは管渠築造工事に附帯する町単工事分を計上させていただきました。

次に、歳入について説明させていただきます。

7ページをお開きください。

歳入、1款国庫支出金、1項1目下水道費国庫補助金、補正額 1,350万 1,000円の増額で、  
計 3億 3,981万 7,000円でございます。

次に、8ページをお願いします。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正額 3,112万 1,000円の増額をお願いしまして、  
計 1億 4,844万 2,000円でございます。

次に、5款町債、1項1目下水道債、補正額 1億 1,200万円の増、計 7億 4,280万円です  
が、補正額の内訳としまして、下水道債で 8,680万円、過疎債で 2,520万円でございます。

次のページをお願いします。

6款県支出金、1項1目下水道費県補助金30万円の補正増でございます。

最後に、6ページをお開き願います。

補正予算の事項別明細書であります、今回の補正は、補正前の額10億 7,444万円に 1億  
5,692 万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億 3,136万 2,000円とさせていただく  
ものであります。

なお、補正額の財源内訳は、国・県支出金 1,380万 1,000円、地方債 1億 1,200万円、一  
般財源 3,112万 1,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

山本君。

○12番（山本義一君） ちょっとお伺いいたしますが、ただいまの公共下水道建設事業、11  
ページでございますが、人件費等の説明がありましたけれども、私の聞き間違いだったら申  
しわけございませんが、3名のところを4名とお伺いしたんですが、もともと4名ではあり  
ませんか。

○議長（渡辺守男君） 下水道課長。

○下水道課長（勝田 悟君） 当初予算で3月議会でご承認いただきましたときには、3名と  
いうことで人件費は計上させていただきまして、ご承認をいただきました。現在4名という  
ことで、今回1名分の補正をさせていただくものであります。

○議長（渡辺守男君） 山本君。

○12番（山本義一君） もともと4名であったのに3名というのは、どういうことですか。

○議長（渡辺守男君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 下水は確かにもともと4名ございます。当初で3名とした理由は、一応こういう機構改革をいろいろ考える中で、上下水道を1つの課にするということ、あるいは兼務させるという考えもあったものですから、その当時は3名で計上しましたが、やはり現体制でいこうということでもって4名お願いしました。

○議長（渡辺守男君） よろしいですか。

○12番（山本義一君） 今ここで町長と話をしても仕方無いことかもしれないですが、検討して後でごゆっくりとお伺いいたします。

○議長（渡辺守男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ござ異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第44号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 賛成多数です。

よって、議第44号は原案どおり可決されました。

---

○議第45号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 議第45号 平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第45号 平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

主なものとしては、資本的支出の建設改良費を1億562万円増額するものであります、理由の第1は、天神原飲料水供給施設が表流水を取水しており、渇水時や洪水時の取水が困難となっているため、新たな水源を求めるにし、深井戸さく井工事費として562万円を計上して、財源には内部留保金を充てます。

第2は、平成9年度に着手した石井浄水場拡張工事の第3期工事費として1億円を計上するもので、財源は一般会計繰入金3,000万円、企業債7,000万円を見込んでおります。

このことにより仕入れに要する仮払消費税がふえるため、納付する消費税額517万2,000円が増額となるものであります。

以上、水道事業会計補正予算の概要を申し上げましたが、詳細は水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺守男君） 水道課長。

○水道課長（稲葉勝男君） それでは、平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について、内容を説明させていただきます。

まず9ページ、平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）内訳書によって説明させていただきます。

9ページの収益的収入及び支出の支出でございますが、これは3億197万5,000円が、517万2,000円の減により2億9,680万3,000円となるものでございます。この理由は、今、提案理由でも申し上げましたが、資本的支出の建設改良費1億562万円に対する仮払消費税がふえるため、納付する消費税額が減額となるもので、517万2,000円の減額ということでございます。

それから次のページ、10ページでございます。

資本的収入及び支出、これの支出の方からご説明申し上げます。

支出の方で、補正予定額が1億562万円、この内訳としまして1目水道施設改良費562万円でございます。

これは工事請負費としまして、提案理由でも申し上げましたが、天神原飲料水供給施設の水源が表流水から取水しているということで、水質が非常に悪く、また、水量の安定した確保ができません。そのために、削井を行ってそれから取水しようということで、約130メートルの削井を計画しております。

それで、ただいま天神原の現状が、大体給水戸数が34戸ありますけれども、34戸で今の表流水からとっていますと、どうしても通常的に不測の事態が生じるものですから、こういう形になったんですけども、それにもう一つの原因としましては、今、天神原が大分よその方、要するに別荘的に住みたいとか、それから永住したいという方が大分見えておられます。その方たちへの供給が今の状態では不可能なですから、この削井戸によって水量を確保し、その方たちへの供給を満足させるということと、もう一つは、今、各不動産屋さん等が分譲して売っているんですけども、そこで住宅を建てたりする場合ほとんど、水がないからということで自分で自家水道のために削井を行っています。そうすると、その下にある伊浜の方の水量に大分最近、影響が出て、伊浜の水源の水量も昔ほど——それだけが原因ではないと思うんですけども、水量も減ってきてているというような状態ですから、これは町としましても、この点を十分考慮した上で削井の工事を行いたいと思います。

それから、2目上水道第5次拡張事業費でございますが、これについて、当初は骨格予算のため、町単独事業は一応控えようということで控えておりました。それを今回、復活させていただくことでこの1億円を計上しました。これは浄水場の拡張工事で、ことしは既設の浄水場と新設の浄水場の連絡の配水管、それから電気の設備工事が主な内容でございます。

それで、10ページのこれについての収入でございますが、資本的収入の方を1億円補正をさせていただくことになります。これは第5次拡張工事の分のみで、一般会計からの3,000万円の繰入金と、それから企業債7,000万円でございます。これは資金運用部の資金と、それから金融公庫の資金です。それで、支出の方のいわゆる562万円については、この財源は提案理由でも申し上げました、内部留保資金を留保するつもりでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 提案説明、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第45号は、原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、議第45号は原案どおり可決されました。

---

#### ◎日程追加

○議長（渡辺守男君） お諮りいたします。

本日、2番議員、漆田修君外3名より、30人以下学級の早期実現を求める意見書が提出されました。この際、本件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第5号 30人以下学級の早期実現を求める意見書を日程に追加することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺守男君） 発議第5号 30人以下学級の早期実現を求める意見書を議題といたします。

この意見書は漆田修君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡辺守男君） 提案説明を求めます。

漆田修君。

〔2番 漆田 修君登壇〕

○2番（漆田 修君） お手元に配付の意見書の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

30人以下学級の早期実現を求める意見書。

いま学校教育は、いじめ、不登校、高校中退、小学校低学年からの「学級崩壊」等が年々

増加するという深刻な状況にあり、住民参加による「学校の再生」が緊急の課題となっております。

これまでの教育は、一定の知識を効率よく教え込むのには適したシステムであり、戦後の我が国の発展に一定の成果をおさめてきました。

しかし、そうした教育の歪みが前述の諸課題を生み出す要因にもなりました。これらの課題を解決するために、現在は児童・生徒一人ひとりに応じた多様な学習の展開による、創造的な学力が求められており、教育の構造的な変革が迫られています。

教育課程審議会は「教え込む教育」から「自ら学ぶ教育」への改革を打ち出し、また、中央教育審議会は「教職員配置の改善や学級編成の在り方など教育条件の整備充実」について提言しています。

国際的な教育改革の流れのなかで、欧米諸国においては、すでに25人程度以下の学級編成がなされています。しかし、我が国では、1980年に年次計画で学級編成基準を40人とする決定をして以来変わっていません。

2002年から完全学校5日制の実施が予定され、教育が大きく変わろうとするこの時期に、学級編成基準を30人以下とし、児童・生徒一人ひとりに応じた学習を保障していくことが必要です。

したがって、児童・生徒と教職員のふれあいを深め、一人ひとりを大切にする教育の実現は、現在の文教行政の最優先課題として位置づけられます。

激しい少子化が続くなからで、教職員配置を年次計画で進行させることによって、過大な財政負担は避けることができます。

よって政府においては、国民の期待に応える教育環境の構造的変革を図り、下記の事項について早急に実施されるよう強く要望いたします。

記。

(1) 現在の学級編成基準40人を30人とし、国が負担する教職員定数の算定基準とすること。

(2) 30人学級を固定せず、都道府県の考え方で弾力的に運用できるようにすること。

(3) 第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画を本年度で完結すること。

以上、地方自治法第99条2項の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、小渕恵三外記載のとおりでございます。

どうかよろしくご審議お願ひいたします。

○議長（渡辺守男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡辺守男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡辺守男君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。 )

採決いたします。

原案どおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡辺守男君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案どおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会宣告

○議長（渡辺守男君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成11年南伊豆町議会 6月定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡辺 守 男

署名議員 渡辺 嘉 郎

署名議員 石井 福 光